

下水道管路維持管理業務仕様書

下水道河川局

令和8年4月

目次

第1章 一般事項	1
I 総則	1
II 管理	9
III 単価契約作業	11
IV 業務の完了及び検査	11
第2章 ロードヒーティング調査	13
I 総則	13
II 調査方法	13
III 調査の実施	13
IV 対応	14
第3章 市民要望等対応	16
I 総則	16
II 調査の実施	16
III 対応	18
IV 電話相談受付（中央区の受託者のみ）	18
第4章 計画的調査【人孔巡視調査】	20
I 総則	20
II 調査	20
III 単価契約作業	21
IV 報告書作成	22
V その他	23
第5章 計画的調査【ます取付管調査】	24
I 総則	24
II 調査	24
III 単価契約作業	26
第6章 下水道管路単価契約作業	27
第7章 その他	34
I その他	34
II 判断基準表	35
別紙	43
第8章 様式集	46

第1章 一般事項

I 総則

1 適用範囲

- (1) この下水道管路維持管理業務仕様書（以下「本仕様書」という。）は、札幌市下水道河川局が委託する下水道管路維持管理業務（以下「本業務」という。）に係る契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである（参考資料「下水道業務委託契約約款（維持管理業務用）」（以下「契約約款」という。）。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項又は特殊な業務については、特記仕様書、札幌市下水道維持管理標準図、下水道用資器材製品製作及び検査仕様書、下水道管路保全業務仕様書、下水道管きょ工事仕様書及び札幌市下水道設計標準図によるものとする。
- (3) 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

2 用語の定義

- (1) **業務監督員**とは、業務主任及び業務員を総称していう。
- (2) **業務主任**は、上司の命を受け、業務監督その他業務の履行に関する事項を担当する。
- (3) **業務員**は、上司の命を受け、業務監督その他業務の履行に係る事務に従事する。
- (4) **業務監督員**は、受託者に対し必要な指示・協議・立会い・検査・確認等を行うとともに、必要な事項を上司に報告する。
- (5) **契約図書**とは、契約書、設計図書、指示書等をいう。
- (6) **指示書等**とは、業務指示書、業務変更指示書及び添付資料をいう。
- (7) **設計図書**とは、仕様書、図面、札幌市下水道維持管理標準図、札幌市土木工事標準設計図集、業務説明書、業務説明等に対する質問回答書をいう。
- (8) **図面**とは、入札に際して委託者が示した設計図、委託者から変更又は追加された設計図をいう。なお、設計図書に基づき業務監督員が受託者に指示した図面のほか、受託者が提出し業務監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- (9) **仕様書**とは、本仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- (10) **特記仕様書**とは、本仕様書を補足し業務の履行に関する明細、又はその業務に固有の技術的要求を定める図書をいう。なお、設計図書に基づき業務監督員が受託者に指示した書面のほか、受託者が提出し業務監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含まれる。
- (11) **業務説明書**とは、履行場所、業務大要、履行期間、適用仕様書等を示した書類をいう。
- (12) **質問回答書**とは、業務説明書及び業務説明に関する入札参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
- (13) **指示**とは、業務監督員が受託者に対し、業務の履行上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- (14) **承諾**とは、契約図書で明示した事項について、委託者若しくは業務監督員又は受託者が書面により同意することをいう。
- (15) **協議**とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (16) **提出**とは、受託者が業務監督員に対し、業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- (17) 報告とは、受託者が業務監督員に対し、業務の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (18) 提示とは、業務監督員が受託者に対し、又は受託者が業務監督員若しくは検査員に対し、業務に係る書面若しくはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (19) 通知とは、委託者と受託者の間で、業務の履行に関する事項について書面により互いに知らせることをいう。
- (20) 連絡とは、業務監督員と受託者又は業務代理人の間に、契約約款第 16 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、FAX、電子メールにより互いに知らせることをいう。
- (21) 納品とは、受託者が業務監督員に業務完了時に成果品を納めることをいう。
- (22) 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
- (23) 書面とは、業務履行協議簿等の業務帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。緊急を要する場合は FAX 及び電子媒体等により伝達することができるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (24) 業務帳票とは、業務計画書、調査計画書、業務履行協議簿等の定型様式の資料、及び業務履行協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
- (25) 確認とは、業務監督員が契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
- (26) 立会いとは、契約図書に示された項目について、業務監督員が臨場により、内容を確かめることをいう。
- (27) 業務の終了とは、業務指示書で実施期間が明示された業務において、その期間内に業務が終了することをいう。
- (28) 業務の完了とは、当該月内までに実施すべき業務を全て終え、月ごとにその成果を届け出ることを行うことをいう。
- (29) 業務履行完了とは、契約書に示す履行期間を完了したことをいう。
- (30) 完了検査とは、検査員が契約約款第 31 条（検査及び引渡し）に基づいて、受託者が契約内容に適合した履行をなしたかどうかを確認することをいう。
- (31) 検査員とは、完了検査を行うために委託者が定めた者をいう。
- (32) 実施期間とは、指示書等に明示した業務の実施に伴う準備、後片付け及び報告書作成までに要する期間をいう。
- (33) 業務代理人とは、契約の適正な履行を確保するため、現場においてその運営、取締り及び契約関係実務を処理する受託者の代理人をいう。
- (34) 業務代理人補とは、業務代理人が常駐する以外の各々の現場に常駐し、その運営、取締りについて業務代理人と同等の権限を有する者をいう。

3 設計図書の照査等

- (1) 受託者からの要求があり、業務監督員が必要と認めた場合、受託者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。貸与した原図若しくは電子データは受託者の責任で保管し、原図若しくは電子データに損傷を与えた場合は復元の上、業務監督員が指示した期日までに返却すること。
- (2) 各種の基準類等、市販・公開されているものについては受託者の負担において備えなければならない。
- (3) 受託者は、施行前及び施行途中において、自らの負担により契約約款第 17 条（条件変更等）第 1 項第 1 号から第 5 号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、業務監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資

料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受託者は業務監督員から更に詳細な説明、又は書面の追加の要求があった場合はこれに従わなければならない。

- (4) 受託者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を業務監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

4 土地立入証（身分証明書）の交付

- (1) 受託者は、契約後速やかに、「土地立入証（身分証明書）交付願（様式A-6）」を提出し、委託者より土地立入証（身分証明書）の交付を受けること。
- (2) 業務に当たっては、本市が発行する土地立入証（身分証明書）を常時携帯し、民地等に立入る際には関係者の承諾を得ること。
- (3) 業務履行完了後は、土地立入証（身分証明書）を速やかに返却すること。

5 着手時提出書類

- (1) 受託者は、着手に当たり、次の書類を提出すること。なお、提出部数は1部とする。
- ア 業務着手届（様式A-1）
 - イ 業務代理人・業務代理人補・主任技術者指定通知書（様式A-2）
 - ウ 業務代理人・業務代理人補・主任技術者経歴書（様式A-3）
 - エ 業務日程表、日程表（別紙）（様式A-4、様式A-5）
 - オ 業務計画書
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要があるときは、直ちに変更届を提出すること。

6 業務計画書

- (1) 受託者は、業務に必要な手順や方法等についての業務計画書を業務監督員に提出すること。また、受託者は、業務計画書を遵守し業務の履行に当たらなければならない。
- (2) 業務計画書には、次の事項を含むこと。また、業務監督員が記載された事項以外の内容について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、業務監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。
- ア 業務概要
 - イ 位置図
 - ウ 業務工程表
 - エ 業務組織表
 - オ 使用機械（車両・機器）
 - カ 主要資材
 - キ 作業方法
 - ク 緊急時の体制及び対応
 - ケ 安全管理
 - コ 交通管理
 - サ 環境対策
 - シ 業務作業環境の整備
 - ス その他（道路使用許可証の写し、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、産業廃棄物処分業許可証の写し等）
- (3) 受託者は、業務計画書の内容に変更が生じた場合は、変更業務計画書を提出すること。

7 業務監督員の権限

業務監督員がその権限を行使するときは、書面により行うこととする。ただし、緊急を要する場合は、業務監督員が受託者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合は、後日書面により業務監督員と受託者の両者が指示内容等を確認するものとする。

8 現場体制

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、業務代理人1名を選定すること。
- (2) 同時に複数の現場で作業を行う場合は、業務代理人が常駐する以外の現場を司る業務代理人補を専任で配置すること。この場合の専任とは、業務履行場所に常駐できる体制にあることをいう。業務代理人補は、業務履行場所稼働時以外には、他業務の業務代理人を兼務することができる。
- (3) 受託者は、業務における技術上の管理を司る主任技術者を特定共同企業体の構成員ごとに配置すること。配置する主任技術者は、受託者と3か月以上の雇用関係であること。また、特定共同企業体の代表者は、主任技術者を専任で配置すること。主任技術者の資格要件は(別紙A-1)のとおりとする。なお、業務代理人及び業務代理人補は主任技術者を兼務できるものとする。
- (4) 受託者は、善良な作業員を選び、秩序正しい作業をさせるよう努め、かつ熟練を要する作業には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (5) 受託者は、適正な作業の進捗を図り、十分な数の作業員を配置すること。
- (6) 受託者は、日頃から緊急対応を行うことができるよう、体制を整えておくこと。

9 再委託

- (1) 契約約款第6条(一括再委託等の禁止)第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者はこれを再委託することはできない。
 - ① 業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断
 - ② 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (2) 契約約款第6条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計をいい、この部分の再委託に当たっては、委託者の承諾を必要としない。
- (3) 受託者は、第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。ただし、交通誘導警備員の再委託については委託者の承諾を必要としない。
- (4) 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託承諾願(様式A-26)を委託者に提出しなければならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに業務を実施しなければならない。
- (6) 協力者は、札幌市の委託業務の競争入札参加資格者である場合、参加停止期間中でない者、暴力団関係事業者等(暴力団員及び暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者という。以下同じ。)でない者、又は暴力団関係事業者等であること等の理由により、札幌市が行う競争入札への参加を除外されていない者でなければならない。

10 受託者相互の協力

受託者は、契約約款第2条(関連工事の調整)の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の受注業者と相互に協力すること。また、関連のある電力、通信、上下水道施設等の工事及び他の発注機関等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力すること。

11 調査・試験に対する協力

- (1) 受託者は、委託者自ら又は委託者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、業務監督員の

指示によりこれに協力すること。

- (2) 受託者は、当該業務が札幌市の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次の各号に掲げる協力をする。また、履行期間終了後においても同様とする。
 - ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、委託者に提出する等、必要な協力をする。
 - ② 調査票等を提出した事業所を、委託者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力すること。
 - ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行うこと。
 - ④ 対象業務の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係わる二次以降の下請負人を含む）が前号と同様の義務を負う旨を定めること。
- (3) 受託者は、当該業務が委託者の実施する施工合理化調査の対象となった場合は、調査等の必要な協力をする。また、履行期間終了後においても同様とする。

12 業務の一時中止

- (1) 委託者は、契約約款第19条（業務の中止）の規定に基づき、次の各号に該当する場合には、受託者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、業務の全部又は一部の履行について一時中止を命じることができるものとする。なお、暴風・豪雨・洪水・地震・津波・地すべり・落盤・火災・騒乱・暴動その他自然的又は人為的な事象による業務の中断については、契約約款26条（臨機の措置）により、受託者は適切に対応しなければならない。
 - ① 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、業務の続行が不適當又は不可能となった場合
 - ② 業務着手後、環境問題等の発生により業務の続行が不適當又は不可能となった場合
 - ③ 第三者、受託者、使用人及び業務監督員の安全のため必要があると認めた場合
- (2) 委託者は、受託者が契約図書に違反し、若しくは業務監督員の指示に従わず、業務監督員が必要と認めた場合には、業務の中止内容を受託者に通知し、業務の全部又は一部の履行について一時中止を命ずることができるものとする。
- (3) 受託者は業務の履行を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を業務監督員に提出し、協議するものとする。また、受託者は業務の再開に備え業務現場を保全すること。

13 単価契約作業で使用する材料

単価契約している材料及び工種単価に含まれている材料については、受託者が用意すること。ただし、緊急を要する場合においては、材料支給の対象となる場合があるので業務監督員に確認すること。委託者が支給する材料については、「材料の支給願（様式A-8）」を業務監督員に提出し、支給を受けること。なお、材料の保管管理は適正に行うこと。

14 建設副産物

- (1) 受託者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通省事務次官通達、平成14年5月30日）、「再生資源の利用促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守し、建設副産物の発生抑制、再利用の促進及び再生骨材の活用を図ること。
- (2) 受託者は、業務において発生した建設副産物（廃棄物）については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により、適正に処理するとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を適正に処理すること。

(3) 受託者は、建設副産物を以下の場所へ搬入すること。

建設副産物の種類	搬入先	住所
建設発生土	厚別山本地区建設発生土 一時堆積場	厚別区厚別町山本 2452-1
コンクリート塊	札幌リサイクル骨材(株) 小橋北豊(株) 札幌環境資材センター (株)松原産業 野田工業(株) 世紀東急工業(株)	東区中沼町 45-26 南区川沿 18 条 1 丁目 3 手稲区曙 5 条 5 丁目 110-18 白石区川下 2111-3 中央区盤溪 365 西区発寒 16 条 12 丁目 1-27
アスファルト コンクリート塊	東亜道路工業(株) 世紀東急工業(株) 札幌中央アスコン共同企業体 道路工業(株) 札幌環境資材センター	東区東雁来 5 条 1 丁目 1-75 西区発寒 10 条 14 丁目 1068-3 西区福井 495-1 豊平区西岡 521 手稲区曙 5 条 5 丁目 110-18
下水道汚泥	手稲沈砂洗浄センター	手稲区手稲山口 271-5
きょう雑物	厚別洗浄センター	厚別区厚別町山本 711
剪定枝・木等	城東運輸(株)	北区拓北 6 番 692
刈り草	篠路破砕工場 駒岡清掃工場・破砕工場 発寒清掃工場・破砕工場 白石清掃工場	北区篠路町福移 153 南区真駒内 602-30 西区発寒 15 条 14 丁目 2-30 白石区東米里 2170-1
コンクリートくず等 舗装切断時濁水	(株)公清企業 (第 2 エコパーク)	東区中沼町 45-57
廃プラスチック 塩ビ廃材	(株)公清企業 (第 2 エコパーク) 札幌第一清掃(株) (株)マテック 北清企業(株)	東区中沼町 45-57 西区発寒 10 条 12 丁目 1-1 西区発寒 12 条 13 丁目 1020-232 北区篠路町拓北 6-591

※これによりがたい場合は、業務監督員と協議すること。

15 業務監督員による立会い

- (1) 業務監督員は、業務が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために、業務現場において立会いを実施し、また、資料の提出を請求できるものとし、受託者はこれに協力すること。
- (2) 業務監督員による立会いの時間は、委託者の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると業務監督員が認めた場合は、この限りではない。

16 業務管理

- (1) 受託者は、業務計画書に示した作業手順に従って履行し、業務管理を行うこと。
- (2) 受託者は、契約図書に適合するよう業務を遂行するために、業務管理体制を確立すること。
- (3) 業務の履行に当たり、業務監督員と協議を行った場合など、必要に応じて「業務履行協議簿(様式 A-10)」を提出すること。

17 事故報告

受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに業務監督員に報告するとともに、速やかに書面で業務監督員に報告すること。

18 環境対策

- (1) 札幌市では環境負荷の低減に取り組んでいるため、受託者は、業務計画書及び業務の実施の各段階において、環境負荷の低減について十分に検討すること。また、「札幌市公共工事環境配慮ガイドライン（土木工事）」に従い、次の項目に配慮して周辺地域の環境保全に努めること。
 - ア 野生生物への配慮
 - イ 自然景観への配慮
 - ウ 大気環境への配慮
 - エ 水環境への配慮
 - オ 省資源・省エネルギーへの配慮
 - カ 廃棄物の減量化・リサイクルへの配慮
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、大気汚染や水質汚濁の防止について、設計図書、関係法令、条例等の規定を遵守すること。
- (3) 受託者は、騒音、振動を防止することにより、住民等の生活環境を保全する必要があると認められる区域で業務を実施する場合については、設計図書、関係法令及び条例によるもののほか、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日）の規定の適用を原則とする。
- (4) 受託者は、環境への影響が予知され又は発生した場合には、直ちに業務監督員に報告し、その指示に従うこと。
- (5) 業務監督員は、業務の履行に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受託者に対して、受託者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得たか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受託者は必要な資料を提出すること。

19 文化財の保護

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させること。業務中に文化財を発見したときは、直ちに業務を中止し、業務監督員に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、業務の履行に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、委託者との契約に係る業務に起因するものとみなし、委託者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものとする。

20 諸法令の遵守

- (1) 受託者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。なお、主な法令は、「札幌市土木工事共通仕様書」に準じるものとする。
- (2) 受託者は、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに書面にて業務監督員に通知し、その確認を請求すること。

21 官公庁への手続き等

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、受託者の行うべき関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施すること。ただし、これにより難しい場合は、業務監督員の指示に従うこと。
- (2) 受託者は、諸手続きに係る許可、承諾等を得たときは、その写しを業務監督員に提出すること。
- (3) 受託者は、手続きに許可承諾条件がある場合は、これを遵守すること。なお、受託者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合には、業務監督員に報告し、指示を受けること。

(4) 受託者は、関係機関、地域住民等と業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行うものとする。交渉に先立ち業務監督員に事前に報告の上、これらの交渉に当たっては誠意をもってその解決に当たること。

22 特許権等

- (1) 受託者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、その使用に関する費用負担を契約約款第7条（特許権等の使用）に基づき委託者に求める場合は、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、業務監督員と協議すること。
- (2) 受託者は、業務の遂行により発明又は考案を行ったときは、書面により業務監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じること。また、出願及び権利の帰属等については、委託者と協議すること。
- (3) 委託者が、引渡を受けた契約の目的物が著作権法（令和5年5月26日改正 法律第33号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は委託者に帰属するものとする。なお、前項の規定により出願及び権利等が委託者に帰属する著作物について、委託者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

23 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (2) 受託者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をすること。

24 道産品及び札幌市域産品の使用

道産品及び札幌市域産品の需要を確保することは、地場産業育成に極めて重要であるため、受託者は、使用資材については、道産品や道産資材、札幌市域産品及び間伐材を使用した木材・木製品及び北海道認定リサイクル製品を優先的に使用するよう努めること。

25 環境物品等の使用

- (1) 受託者は、設計図書に定めがない場合であっても、使用資材については「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づく、資材・建設機械・工法及び目的物品目を優先的に使用するよう努めること。
- (2) 受託者は、木材又は木材を原料とする資材を使用する場合にあっては、間伐材や合法性の証明された材を使用すること。地球環境保全の観点から、熱帯雨林の保護と木材資源の有効利用を図るため、型枠合板、仮設資材等の合理的使用に努めること。また、木材の合法性の証明にあっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月：林野庁）に準拠し、資材納入業者から証明を受けるとともに、証明書類を工事完了年度の翌年から起算して5年間保存すること。

26 特定外来生物（植物）について

- (1) 受託者は、除草工の実施場所で特定外来生物（植物）の生育を確認した場合、速やかに業務監督員に報告すること。札幌市内で確認されている特定外来生物（植物）はオオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモの3種である。
- (2) 特定外来生物（植物）の根や種子がついていないもの又は枯死したもの、刈草やすき取り物を一般廃棄物収集運搬業者の許可業者が運搬する場合は、「駆除」に該当する。「駆除」を行う場合は手続きを必要としないが、除草時や採取した刈草等の運搬時には、特定外来生物（植物）の生育域を

拡げることがないよう飛散防止に努めるとともに、採取した刈草等は清掃工場で焼却するなど適切に処分する必要がある。

- (3) 受託者は、特定外来生物（植物）の除草を行う必要がある場合、その方法については、「特定外来生物ハンドブック-植物編-」を参照すること。

【参考】「駆除」に該当する除草行為

次の特定外来生物（植物）の除草行為は、「駆除」に該当する。

- ① 根・種子のないものを、区域外に運搬する。

種子ができる前に刈り取ったオオハンゴンソウ又はオオキンケイギクの地上部を、清掃工場に運搬し、焼却により処分する。オオハンゴンソウやオオキンケイギクは、根や種子が規制対象となるため、これらのついていない地上部の運搬は規制対象外となる。

- ② 枯死したものを、区域外に運搬する。

種子ができる前に根から抜き取ったオオハンゴンソウ又はオオキンケイギクを、2、3日天日干しするなどして枯らしてから、清掃工場に運搬し、焼却により処分する。枯死したものは規制の対象外となるが、種子は天日干し等を行っても死なないため、種子ができていないことが前提となる。

根から抜き取って陸揚げしたオオフサモを、清掃工場に運搬し、焼却により処分する。水生植物のオオフサモは、日本では種子の生産は確認されておらず、殺処分を目的として陸揚げした時点で枯死したものと見なされるため、規制対象外となる。できるだけ乾燥させてから運搬し、処分すること。

- ③ 生きた状態の根や種子を、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が、区域外に運搬する。

抜き取ったり、刈り取ったりしたオオハンゴンソウ又はオオキンケイギクの刈草を、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が、清掃工場に運搬し、焼却により処分する。生きた状態の根や種子がついていても、一般廃棄物収集運搬業の許可業者が運搬する場合は規制対象外となる。ただし、この場合も運搬時に種子等を飛散させた場合は外来生物法に抵触するため、「特定外来生物ハンドブック-植物編-」を参照し、適切な飛散防止措置をとること。

27 暴力団員等による不当介入を受けた場合の対応

- (1) 受託者は、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) 受託者は、警察へ通報を行った際には、速やかにその内容を業務監督員に報告すること。
- (3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、業務監督員と協議するものとする。

II 管理

1 現場管理

- (1) 受託者は、「土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術審議官通達、令和4年2月18日）」を参考にし、常に業務の安全に留意して現場管理を行い、事故の防止に努めるとともに、騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。
- (2) 受託者は、下水道施設、その周辺にある家屋、塀、電柱等に損害を与えないよう作業を行うこと。損害等を与えた場合は、業務監督員に速やかに報告するとともに、受託者の責任において適正に対応すること。
- (3) 受託者は、業務の履行に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めること。

- (4) 受託者は、地域住民等から業務に関して苦情があり、受託者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たること。また、後日紛争とならないよう文書で確認するなど明確にしておくとともに、「市民の声」整理表（様式A-27）へ記載のうえ速やかに業務監督員に報告すること。
- (5) 受託者は、いかなる名目であっても、地域住民からこの業務について報酬等を受けてはならない。
- (6) 受託者は、作業を終了したときは、後片付け及び清掃を行うこと。

2 安全管理

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、業務監督員及び所轄警察署と安全管理について十分協議し、事故等の防止に努めること。
- (2) 受託者は、危険箇所等を表示して、事故防止に努めること。
- (3) 受託者は、歩行者通路については、安全な幅員を確保すること。また、通行危険箇所には、立入禁止の表示、保安柵の設置などとともに交通誘導警備員を配置して、危険防止に努めること。
- (4) 受託者は、現場内の整理整頓に努め、安全管理には細心の注意を払うこと。
- (5) 受託者は、万一事故等が発生したときには緊急連絡体制に従い、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに業務監督員及び関係官公署に報告すること。
- (6) 受託者は、業務に当たり、マンホールやます等の下水道工作物内又はその付近では、絶対にタバコやたき火等の裸火を使用してはならない。
- (7) 受託者は、作業員が喫煙を行う休憩場所を指定し、指定場所以外での喫煙を禁止しなければならない。
- (8) 受託者は、滞留する有毒ガス、可燃性ガス、酸素欠乏等に対して注意を払い、十分な事前調査及び対策を講じ、事故の防止並びに作業員の安全を図ること。
- (9) 受託者は、作業に使用する器具を常に点検し、安全を確認すること。作業中は安全確保のため、安全チョッキ等を着用すること。
- (10) 受託者は、作業員が深さ5m以上のマンホールに入るときは、墜落制止用器具を使用させること。なお、マンホール深5m以下であっても、必要と判断した場合には墜落制止用器具を使用させること。
- (11) 受託者は、平素から気象予報等について十分な注意を払い、降雨の場合は、速やかに現場を見回り危険防止に努めること。

3 交通規制

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、交通規制を必要とする場合は、その方法について所轄警察署と協議し、道路使用許可を得るものとする。
- (2) 受託者は、作業を効率的に行い、交通規制の時間を必要最小限にとどめること。

4 安全施設

- (1) 受託者は、業務の履行に当たり、業務計画書に基づき、安全施設を適正に配置すること。
- (2) 受託者は、道路使用許可書の遵守はもとより、現場環境に基づいた十分な安全施設を設置しなければならない。
- (3) 受託者は、「下水道調査点検中」、「下水道維持作業中」等の業務中看板、道路標識及び防護施設を設置するものとし、これらの仕様は「工事看板等設置基準（土木系工事）」を標準とする。なお、看板サイズについては現場周辺状況を勘案の上、業務監督員の承諾を得て変更することができる。

- (4) 受託者は、交通誘導警備員を配置し、第三者にもわかるような腕章を着用させ、歩行者や通行車両等の交通安全確保に努めること。
- (5) 受託者は、関係車両の停車場所については、関係者と協議を行うなどして、周辺住民の出入りや交通の支障にならないよう十分に配慮すること。

5 不法無線局及び違法無線局対策

受託者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

Ⅲ 単価契約作業

1 現地確認

受託者は、業務の履行に当たり、申出人等からその内容を再確認すること。

2 連絡事項

受託者は、その日の作業場所、作業内容を事前に業務監督員に連絡すること。業務実施の都合上、休日又は夜間の作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について業務監督員の承諾を得ること。

3 緊急対応

受託者は、作業中に下水道施設に異常（損傷、陥没、溢水等）を発見し、緊急に対応が必要な場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに業務監督員に報告すること。

4 安全確認

- (1) 受託者は、作業終了後は公共ますやマンホールの蓋を閉め忘れないよう、安全確認を行うこと。また、仮設物の撤去等の確認も十分行うこと。
- (2) 受託者は、蓋の開閉時において、公共ますやマンホール内に土砂等が入らないように努め、万一入った場合は直ちに除去すること。

5 他の履行区域での対応

- (1) 受託者は、緊急時や災害時など、他の履行区域の受託者が必要な作業を行うことが困難な場合、委託者の指示により、他の履行区域において単価契約作業を実施することができる。
- (2) 他の履行区域で対応した業務については、作業を実施する受託者が契約している業務の契約単価にて精算するものとする。

Ⅳ 業務の完了及び検査

1 業務の完了

受託者は、月ごとに完了した業務において、速やかに「業務完了届（〇月分）（様式A-21）」、「業務集計内訳書（様式A-22）」及び成果品を提出すること。ただし、「業務集計内訳書（様式A-22）」については、その月に使用した工種のみ記載すること。なお、完了した業務がない場合でも、完了金額を0円として、「業務完了届（〇月分）（様式A-21）」を提出すること。

2 社内検査

受託者は、業務の完了時や主要な履行段階の区切り、さらには業務の重要な部分で業務完了後に手直し又は検査が困難となる部分について社内検査を行い、その結果を業務監督員に報告すること。

3 完了検査

- (1) 検査員は、業務監督員及び受託者の臨場の上、報告書、記録写真、その他の提出書類に基づいて完了検査を行うものとする。
- (2) 万一受託者が負うべき瑕疵があった場合には、修補に必要な作業（調査、対応、補修等）を行うこと。なお、これに要する費用はすべて受託者の負担とする。

4 終了及び完了金額

終了及び完了金額は、契約書に定める各工種別契約単価に出来形数量を乗じて得た額の合計に、契約書に示す消費税相当額を加算した金額とする（円未満は切り捨て）。

5 数量及び単位

出来形数量の位取りは次のとおりである。

ア	か所	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
イ	m	-----	小数第1位（小数第2位四捨五入）
ウ	袋	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
エ	km	-----	小数第1位（小数第2位四捨五入）
オ	m ²	-----	小数第1位（小数第2位四捨五入）
カ	m ³	-----	小数第1位（小数第2位四捨五入）
キ	回	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
ク	L	-----	小数第1位（小数第2位四捨五入）
ケ	個	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
コ	h	-----	0.5時間単位（切り上げ）
サ	t	-----	小数第3位（小数第4位四捨五入）
シ	人日	-----	0.5人日単位（切り上げ）
ス	cm	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
セ	枚	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
ソ	本	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
タ	台日	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
チ	組	-----	単位限（小数第1位四捨五入）
ツ	基	-----	単位限（小数第1位四捨五入）

6 業務の履行完了

受託者は、業務の履行を完了した場合は、速やかに「業務履行完了届（様式A-24）」を提出すること。

7 特に定めのない事項

その他特に定めのない事項については、速やかに業務監督員に報告し協議すること。

第2章 ロードヒーティング調査

I 総則

1 適用範囲

この章は、ロードヒーティング設置申請に伴う公共下水道施設の調査及び対応に適用する。

2 調査内容

本調査は、公道内のロードヒーティング設置申請に伴う区土木部維持管理課からの照会を受け、近接する公共下水道施設の支障の有無について、事前に確認するものである。

- (1) 目視調査：ロードヒーティング範囲内の公共ます、人孔及び本管の状況を確認する。
- (2) 取付管カメラ調査：取付管内の状況を取付管カメラにより確認する。
- (3) 本管カメラ調査：ロードヒーティング範囲内に本管があり、人孔からの目視で確認できない場合、本管カメラ調査により確認する。

3 ロードヒーティング調査図書

受託者は、調査に当たって以下の図書を業務監督員から受け取る。

- ア 業務指示書
- イ ワーキングメモ（様式A-11）
- ウ 位置図（住宅地図）
- エ 下水道管理システム図
- オ ロードヒーティング布設図
- カ 公共ます及び取付管状況調査記録表（様式A-13）

II 調査方法

1 目視調査

- (1) 調査に当たっては、公共下水道施設の位置等を現地確認し、ロードヒーティング範囲内・範囲外及び異常の有無、その状況を「ワーキングメモ（様式A-11）」に記入する。
- (2) 写真撮影は、現況及び異常箇所とする。

2 取付管カメラ調査

- (1) 調査に当たっては、あらかじめ調査箇所を洗浄又は清掃し、調査の精度を高めること。
- (2) 鮮明な映像で撮影し、DVDに録画すること。
- (3) 提出するDVDには、処理区分番号を表示すること。

3 本管カメラ調査

- (1) 鮮明な映像で撮影し、DVDに録画すること。
- (2) 提出するDVDには、処理区分番号を表示すること。

III 調査の実施

1 調査項目

受託者は、「第7章 その他」－「II 判断基準表」に基づいて判断すること。

(1) 公共ます調査

- ア ますの有無及び位置（ロードヒーティング範囲内・外）
- イ 蓋の亀裂・破損・がたつき

- ウ 埋まり・凹凸状況
- エ ズレ・破損・目地切れ
- オ 排水設備の接続状況
- カ インバートの破損
- キ 土砂類の堆積状況

(2) 取付管カメラ調査

- ア ズレ・勾配及び破損状況
- イ 木根及びモルタル・ラードの固着

(3) 本管カメラ調査

- ア ズレ・勾配・破損・不明取付管の有無
- イ 木根及びモルタル・ラードの固着

2 調査結果の報告

- (1) 受託者は、「ワーキングメモ（様式A-11）」に必要事項を記入し、調査結果を速やかに業務監督員に報告すること。
- (2) 緊急を要する場合は、電話・FAX等で直ちに業務監督員へ連絡すること。

3 提出書類

(1) ワーキングメモ等（調査内容に応じて一部を省略可能）

- ア ワーキングメモ（様式A-11）
- イ 位置図（住宅地図）
- ウ 下水道管理システム図
- エ 公共ます及び取付管状況調査記録表（様式A-13）
- オ 映像データ（取付管、本管）
- カ その他、業務監督員が指示するもの

(2) 報告書等

- ア 報告書表紙（様式A-19）
- イ 作業日報（様式A-20）
- ウ 酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表（様式A-25）
- エ 記録写真（撮影月日や内容を判別できるようにすること）

(3) 提出期限

作業完了後、3日以内とする。

IV 対応

1 単価契約作業

調査において、対応が必要と判断した場合の単価契約作業は、「業務指示書」に基づくものとする。
なお、単価契約作業の方法については、「第6章 下水道管路単価契約作業」によるものとする。

2 作業結果の報告

作業結果は、「ワーキングメモ（様式A-11）」に記入し、提出すること。

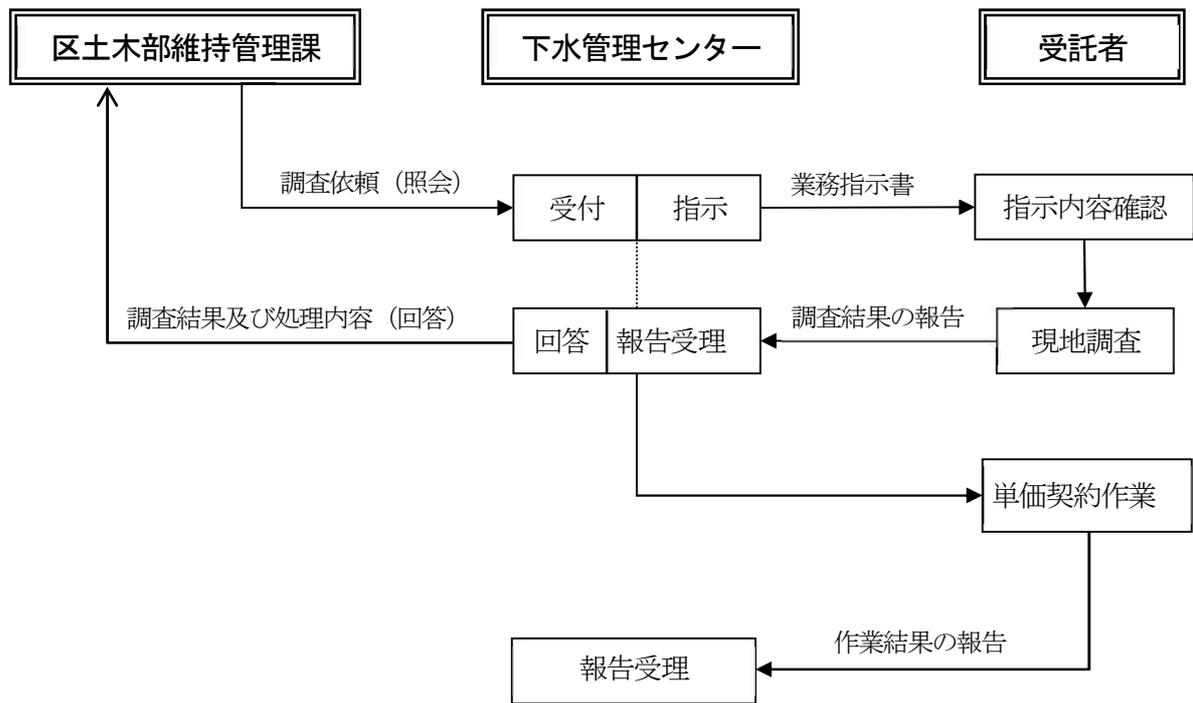
3 提出書類（作業内容に応じて一部を省略可能）

(1) ワーキングメモ等

- ア ワーキングメモ（様式A-11）

- イ 位置図（住宅地図）
- ウ 下水道管理システム図
- エ その他、業務監督員が指示するもの
- (2) 報告書等
 - ア 報告書表紙（様式A-19）
 - イ 作業日報（様式A-20）
 - ウ 酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表（様式A-25）
 - エ 記録写真（撮影月日や内容を判別できるようにすること）
- (3) 提出期限
作業完了後、3日以内とする。

ロードヒーティング調査のフロー



第3章 市民要望等対応

I 総則

1 適用範囲

- (1) この章は、公共下水道施設に係る市民要望等対応に適用する。
- (2) 市民要望等対応とは、下水管理センターに市民等から寄せられた要望や相談に対して、業務監督員の指示により、調査及び対応する業務である。

2 公共下水道施設と排水設備（私施設）との区分

- (1) 公共下水道施設 — 委託業務対象
- (2) 排水設備（私施設） — 委託業務対象外

例) ます詰まり等で調査した結果、原因が私設ますと判明した場合、「公共下水道は市、私設ますは所有者で管理すること」の原則を説明して、その後の対応としては業者紹介等を行う。

3 関連図書

受託者は、調査に当たり、以下の図書を業務監督員から受け取る。

- ア 業務指示書
- イ ワーキングメモ（様式A-12）
- ウ 位置図（住宅地区）
- エ 下水道管理システム図
- オ その他

II 調査の実施

1 調査項目

受託者は、「第7章 その他」 — 「II 判断基準表」に基づいて判断すること。

(1) 公共ます及び取付管

① 公共ます

- ア ますの有無及び位置
- イ ますの詰まり状況
- ウ 蓋の亀裂・破損・がたつき
- エ 埋まり・凹凸状況
- オ ズレ・破損・目地切れ
- カ 排水設備の接続状況
- キ インバートの破損
- ク 土砂等の堆積状況
- ケ 宅地内及び歩道部分のロードヒーティングの有無

② 取付管

- ア 取付管の詰まり状況
- イ 取付管の破損
- ウ 段ズレ及び勾配不足
- エ 木根・モルタル・油脂類の固着
- オ 誤接続（分流管きよ）

(2) マンホール

- ア 振動・蓋鳴り

- イ 金枠のズレ・破損
- ウ 鉄蓋の亀裂・磨耗
- エ 埋まり・凹凸状況
- オ 舗装の剥離状況

(3) 本管

- ア 損傷の状況
- イ クラックの有無
- ウ たるみ・蛇行の状況
- エ 浸入水の有無
- オ モルタル等の有無
- カ 木根等の有無
- キ 横断管の有無
- ク 取付管接合部の状況
- ケ ジョイント部の状況
- コ 老朽度

(4) 陥没仮復旧

- ア 位置（車道・歩道）
- イ 舗装厚状況
- ウ 規模（穴の大きさ）
- エ 地下埋設物の確認（下水本管上か取付管上かその他の埋設物）
- オ 緊急性の有無

(5) 油流出調査

- ア 油流出原因の特定
- イ 下水道施設への流入の有無の調査
- ウ 油脂類の吸着処理（下水道施設へ流入した場合）

(6) 臭気調査

- ア 臭気の種類の確認
- イ 臭気の発生場所（家屋内・家屋外）の確認・特定
- ウ 臭気発生源の調査（下水道施設からの臭気が疑われる場合）
- エ 臭気防止対応（清掃・防臭リングの設置等）

2 調査結果の報告

- (1) 受託者は、「ワーキングメモ（様式A-12）」等に必要事項を記入し速やかに報告すること。
- (2) 緊急を要する場合は、電話・FAX等で直ちに業務監督員へ連絡すること。

3 提出書類（調査内容に応じて一部を省略可能）

(1) ワーキングメモ等

- ア ワーキングメモ（様式A-12）
- イ 位置図（住宅地区）
- ウ 下水道管理システム図
- エ 公共ます及び取付管状況調査記録表（様式A-13）
- オ 陥没状況調査記録表（様式A-14）
- カ マンホール状況調査記録表（様式A-15）
- キ 臭気状況調査記録表（様式A-16）

- ク 油流出状況調査記録表（様式A-17）
- ケ 排水設備設置等 しゅん工検査確認表（合流式塩ビます用）（様式A-18）
- コ 映像データ（取付管、本管）
- サ その他、業務監督員が指示するもの
- (2) 報告書等
 - ア 報告書表紙（様式A-19）
 - イ 作業日報（様式A-20）
 - ウ 酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表（様式A-25）
 - エ 記録写真（撮影月日や内容を判別できるようにすること）
- (3) 提出期限
作業完了後、3日以内とする。

Ⅲ 対応

1 単価契約作業

調査において、対応が必要と判断した場合の単価契約作業は、「業務指示書」に基づくものとする。
なお、単価契約作業の方法については「第6章 下水道管路単価契約作業」によるものとする。

2 作業結果の報告

作業結果は、「ワーキングメモ（様式A-12）」に記入し、提出すること。

3 提出書類（作業内容に応じて一部を省略可能）

(1) ワーキングメモ等

- ア ワーキングメモ（様式A-12）
- イ 位置図（住宅地図）
- ウ 下水道管理システム図
- エ その他、業務監督員が指示するもの

(2) 報告書等

- ア 報告書表紙（様式A-19）
- イ 作業日報（様式A-20）
- ウ 酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表（様式A-25）
- エ 記録写真（撮影月日や内容を判別できるようにすること）

(3) 提出期限

作業完了後、3日以内とする。

Ⅳ 電話相談受付（中央区の受託者のみ）

1 対応時間

受託者は、平日の17時15分から翌朝8時45分までの電話相談受付を行うものとする。土曜、日曜、祝日及び年末年始の休日については、24時間体制とする。

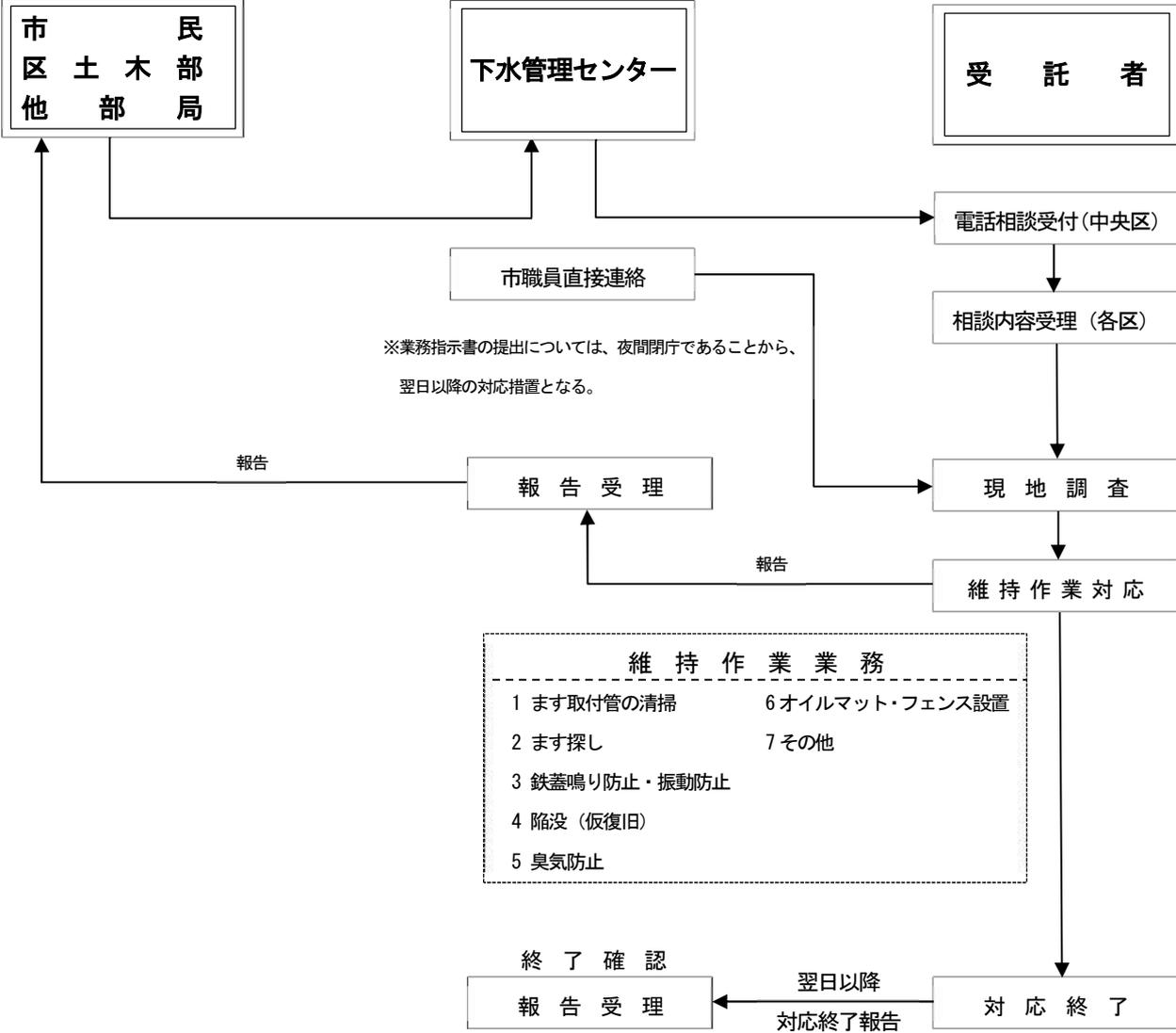
2 対応方法

電話対応方法については、「市民要望等対応のフロー」によるものとする。

3 相談内容の報告

電話相談を受け付けた場合は、翌日以降の開庁時に速やかに報告すること。

市民要望等対応のフロー（平日夜間及び閉庁時用）



第4章 計画的調査【人孔巡視調査】

I 総則

1 適用範囲

本章は、指定した範囲に設置されている人孔及び本管の目視調査（以下「人孔巡視調査」という。）に適用する。

2 調査計画書の提出

- (1) 受託者は、「業務指示書」により調査の指示を受けた後、速やかに調査計画書を提出し、業務監督員の了承を得てから調査を開始すること。なお、調査計画書の提出部数は1部とする。
- (2) 調査計画書の記載事項は、「第1章 I 総則」－「6 業務計画書」に準拠すること。
- (3) 調査計画書の内容を変更する必要があるときは、直ちに業務監督員に申し出ること。

3 日程管理

- (1) 日程管理は、調査計画書により適正に行うこと。
- (2) 作業の進捗が予定より遅れる場合は、業務監督員に報告し、指示に従うこと。

4 作業員の安全管理

人孔内の作業は、降雨及び融雪時においては原則作業を中止し、降雨が予想される場合は天気予報等に注意を払うこと。なお、防災体制については調査計画書に明記すること。

II 調査

1 留意事項

- (1) 作業に使用する人孔番号は、札幌市下水道河川局「下水道管理システム」に対応した番号を必ず使用すること。

例) 090909-001（下水道管理システム図のメッシュ番号-メッシュ内における人孔番号）

- (2) 下水道管理システム図に人孔番号がないが、公共下水道に接続している管きょ及び人孔が現地に存在する場合は、人孔の埋設位置や形状（蓋や内径など）、接続している既知の人孔番号等を業務監督員に連絡し、公共下水道施設であるかを確認すること。この際、人孔の上下流のスパン距離（実測値）、人孔深、ステップ高等の必要な情報を併せて連絡すること。公共下水道施設であることが確認できた場合は、新たに付番した人孔番号の指示を受けること。
- (3) 仮想人孔番号（メッシュ内における人孔番号が800以上のもの）及びマンホールポンプ、吐口等については、調査対象から除外する。
- (4) 調査範囲は、各区のメッシュを基本として分割したブロックを対象とする。どのブロックを調査するかは業務監督員の指示による。

なお、メッシュ境界で二分される管路については、以下のとおりとする。

- ① 調査対象人孔の下流側の管路が二分された場合については調査する。
- ② 調査対象人孔の上流側の管路が二分された場合については調査しない。

2 調査の概要

(1) 一般事項

- ① 業務監督員は、「業務指示書」により指示する。実施場所、実施期間の確認を行うこと。実施期間には成果品作成期間を含む。
- ② 本調査は、人孔周辺の路面調査に引き続き、人孔内に降りて、目視や鏡により人孔内の状況、管路内の状況を調査し、写真撮影を行うものである。
- ③ 管路内の調査は、対象人孔に流入、流出する管路を管口から確認できる範囲で目視（強力ライト等を使用）する。

(2) 調査内容

人孔巡視調査の項目及び内容

調査項目	調査内容
路面調査	設置場所（車道・歩道等）及び道路種別（国道等）、周辺路面の状態、路面との凹凸（段差）※1及び埋まり、蓋の種類、蓋及び金枠の状態、断熱蓋の種類及び状態、人孔深の測定※2、その他の異常
人孔内調査	斜壁部・継足管の状態、直壁（管口含む）の状態、インバートの状態※3、足掛金物の状態、その他の異常
管路内調査	管種及び管径の確認、土砂厚の測定、管路内の異常※4、副管の異常、老朽度の判定、接続管路方向、その他の異常

※1 4点以上を測定し、段差が最もひどい箇所を記載すること。また測定範囲については、人孔の中心から2m四方までとする。

なお、路面との段差が大きい人孔については、必要に応じて擦り付け等の応急処置を行うとともに、業務監督員へ速やかに報告すること。

※2 人孔深は最深部を測定すること。

※3 流量が多くインバートの状態が確認できない場合は、状況を業務監督員に報告し、指示に従うこと。

※4 状況により、調査対象管路の反対方向の人孔も開口すること。

- ① 状態の判断は、「第7章 その他」－「II 判断基準表」に基づくこと。
- ② 異常箇所の写真は、判断基準ランクA・Bに該当するものとし、撮影後は速やかに撮影結果が良好であることを確認すること。
- ③ 調査終了後、必要に応じて鉄蓋の蓋鳴り防止処置を行うこと。なお、テープ等の必要な材料は支給する。

(3) 調査の終了

調査が終了したときは、業務終了届（様式A-23）を提出すること。

III 単価契約作業

1 単価契約作業

本作業は、人孔巡視調査で本管又は人孔に異常があった場合、清掃や人孔内で作業可能な補修を実施するものである。

2 単価清掃

(1) 単価清掃必要路線報告書の提出

受託者は、人孔巡視調査の作業実施後に清掃必要路線がある場合、「単価清掃必要路線報告書（様式B-4）」を作成する。作成に当たっては、路線ごとの土砂・ラード・木根・副管についての状況写真を用意するとともに数量を正確に把握し、「単価清掃必要路線内訳書（様式B-6）」、「土砂量算出調書（様式B-8）」、「単価清掃必要路線調書（様式B-9）」を添付して提出すること。なお、流下阻害により溢水のおそれがある場合など、緊急に清掃が必要な場合は、直ちに業務監督員に報告を行い、指示を受けること。

(2) 単価清掃の指示

業務監督員は「単価清掃必要路線報告書（様式B-4）」が提出されたときは、書類確認や現地調査等により清掃路線を選定し、「業務指示書」で指示する。受託者は、単価清掃の指示を受けたときは、実施期間内に効率的に清掃を終えること。

3 単価維持作業

(1) 作業の概要

受託者は、人孔内調査で異常を確認した場合、業務監督員に報告し、指示により修繕を行う。

(2) 単価維持作業必要箇所報告書の提出

受託者は、「単価維持作業必要箇所報告書（様式B-4）」に「単価維持作業必要箇所内訳書（様式B-11）」及び「単価維持作業必要箇所調書（様式B-13）」を添付して提出すること。なお、緊急時等については適宜協議を行うこと。

(3) 単価維持作業の指示

業務監督員は、「単価維持作業必要箇所報告書（様式B-4）」が提出されたときは、書類確認や現地調査等により維持作業箇所を選定し、「業務指示書」で指示する。受託者は、単価維持作業の指示を受けたときは、実施期間内に効率的に作業を終えること。なお、緊急時等については適宜協議を行うこと。

IV 報告書作成

1 一般事項

- (1) 作業の調査記録は、札幌市下水道河川局が貸与する「点検調査ツール」に入力し、CD-R又はDVD-R（電子媒体）にデータ出力するとともに、業務監督員の指示により、必要に応じて印刷すること。
- (2) この章で特に定めのない事項や整理方法については、業務監督員の指示又は協議によること。
- (3) 作業に伴う成果品等は、本市の承諾なく公表してはならない。

2 提出書類等

人孔巡視調査に係る作業が終了したときは、「業務終了届（様式A-23）」とともに、以下の書類等を提出すること。

- (1) CD-R又はDVD-R（「点検調査ツール」のデータ）（2枚）
- (2) 記録写真

記録写真は、次の内容を撮影し、撮影月日や内容を判別できるようにすること。

- ①作業に使用した車両等の全景（1～2枚程度）
- ②作業に伴う安全管理関係及び作業状況の全景（人孔300か所当たり3枚を標準とする）
- ③異常箇所の状況

(3) 報告書 (1部)

報告書の内容は、次のとおりとする。

- ア 人孔巡視作業日報(様式B-1)
- イ 単価清掃終了報告書(様式B-5)
- ウ 単価清掃終了路線内訳書(様式B-7)
- エ 単価清掃終了調書(様式B-9)
- オ 単価清掃作業日報(様式B-10)
- カ 単価維持作業終了報告書(様式B-5)
- キ 単価維持作業終了箇所内訳書(様式B-12)
- ク 単価維持作業終了箇所調書(様式B-13)
- ケ 単価維持作業日報(様式B-14)
- コ 社内検査報告書
- サ 産業廃棄物管理票及び沈砂等計量伝票貼付用紙(様式A-9)
- シ 酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表(様式A-25)
- ス 足掛金物調査記録表(様式B-2)
- セ 足掛金物集計報告書(様式B-3)
- ソ その他、業務監督員が指示するもの

V その他

1 「点検調査ツール」の取扱い

- (1) 受託者は、本件ソフトウェアを札幌市下水道河川局が発注する管内調査の使用目的以外には一切使用せず、使用終了後は速やかに札幌市下水道河川局に返却すること。
- (2) 本件ソフトウェアの著作権は札幌市下水道河川局が所有しており、受託者は善良なる管理者の注意をもって使用、保管することとし、改変、改造、複製は行わないこと。
- (3) 本件ソフトウェアを貸与、再許諾、譲渡又は移転その他の方法で第三者に使用させてはならない。
- (4) 本件ソフトウェア及び業務上の秘密を一切第三者に対し開示、漏洩してはならない。
- (5) 本件ソフトウェアの使用終了後においても、前項の守秘義務を引き続き遵守すること。

第5章 計画的調査【ます取付管調査】

I 総則

1 適用範囲

本章は、指定した範囲に設置されている公共ます及び取付管の調査（以下「ます取付管調査」という。）に適用する。

2 調査計画書の提出

- (1) 受託者は、「業務指示書」により調査の指示を受けた後、速やかに調査計画書を提出し、業務監督員の下承を得てから調査を開始すること。なお、調査計画書の提出部数は1部とする。
- (2) 調査計画書の記載事項は、「第1章 I 総則」－「6 業務計画書」に準拠すること。
- (3) 調査計画書の内容を変更する必要があるときは、直ちに業務監督員に申し出ること。

3 日程管理

- (1) 日程管理は、調査計画書により適正に行うこと。
- (2) 作業の進捗が予定より遅れる場合は、業務監督員に報告し、指示に従うこと。

II 調査

1 調査準備

受託者は、調査に先立ち、予定日時、調査内容、調査目的及び委託者・受託者名等を記した文書を作成し、業務監督員の下承を得た上で地先住人へ配布して周知すること。また、配布日時を記録した配布先リストを作成して、速やかに業務監督員に提出すること。

2 調査の概要

(1) 一般事項

- ① 業務監督員は、「業務指示書」により指示する。実施場所、実施期間の確認を行うこと。実施期間には成果品作成期間を含む。
- ② 本調査は、公共ますの位置や、公共ます及び取付管の異常の有無等を調査するものである。修繕等が必要な箇所については、別途指示する。
- ③ 取付管内の調査は、取付管カメラ調査を行い、DVDに録画すること。

(2) 調査内容

ます取付管調査の項目及び内容

調査項目	調査内容
取付管	管種・管径・延長、損傷、外損、たるみ、勾配、継目及び支管のズレ、木根、モルタル等、横断管、老朽度、侵入水、その他の異常
公共ます	ますの形状及び設置深、蓋及び上部の状態、埋まり及び突出、ます内の状態、管口の状態、その他の異常

- ① 状態の判断は、「第7章 その他」－「II 判断基準表」に基づくこと。
 - ② 写真は公共ますの全景、ます内の状況及び異常箇所のほか、業務監督員が指示するものを撮影する。撮影後は速やかに撮影結果が良好であることを確認すること。
- (3) 調査の終了
調査が終了したときは、「業務終了届（様式A-23）」とともに、以下の書類等を提出すること。

① 報告書 (1部)

報告書の内容は、次のとおりとする。

- ア まず取付管調査総括表 (様式C-1)
- イ 公共ます・取付管調査結果表 (様式C-2)
- ウ 公共ます調査記録表 (様式C-3)
- エ 取付管内調査記録表 (様式C-4)
- オ 作業終了報告書 (様式C-5)
- カ 作業終了調書 (様式C-6)
- キ 作業終了内訳書 (様式C-7)
- ク 単価維持作業日報 (様式B-14)
- ケ 取付管カメラ映像データ
- コ 単価清掃終了調書 (様式B-9)
- サ 単価清掃作業日報 (様式B-10)

※本管カメラ調査を行った場合は、その映像データを提出すること。

※各様式は、電子媒体 (CD-R または DVD-R) に保管し、提出すること。

※入力用 Excel ファイル (別添図 C-2) を配布するので、データ入力後ファイルを提出すること。

② 図面 (「図面記入例 (別添図 C-1)」参照)

図面には以下の内容を記入し、紙媒体で2部、電子媒体 (CD-R または DVD-R) で1部提出すること。

- ア 下流人孔から公共ますまでの距離
- イ 下水本管から公共ますまでの距離
- ウ 取付管の管径及び管種
- エ 調査ますの位置及び上記ア～ウのます情報を記入し、調査ますと明示※1
- オ 不明ますについては、不明ますと明示※2
- カ 撤去ますについては、撤去ますと明示※3
- キ 内面修繕を実施したますについては、修繕したことが分かるように記入

ます取付管調査におけるます名称は以下のように定義する。

- ※1 調査ます：しゅん功図又は下水道管理システム図に公共ますが記載されていないが、現地に公共ますと同じ規格のますが入っており、私設ますではないと確認の取れたますのことをいう。
- ※2 不明ます：しゅん功図又は下水道管理システム図に公共ますが記載されており、現地でますの位置が確認できないが、本管内に取付管の管口は確認できるますのことをいう。
- ※3 撤去ます：しゅん功図又は下水道管理システム図に公共ますが記載されているが、現地でますの位置が確認できず、さらに本管内に取付管の管口が確認できないますのことをいう。

③ 記録写真

記録写真は、次の内容を撮影し、撮影月日や内容を判別できるようにすること。

- ア 作業に使用した車両等の全景 (1～2枚程度)
- イ 作業に使用した機材の全景 (1枚程度)
- ウ 作業に伴う安全管理関係 (ます20か所当り1枚を標準とする)
- エ 公共ますの全景及びます内の状況 (「公共ます調査記録表 (様式C-3)」に添付)
- オ 異常箇所状況 (遠近各1枚程度) (「作業必要箇所調書 (様式C-6)」に添付)

- カ 不明箇所については、道路側から撮影したもの（背景を入れること）
- キ 取付管カメラ映像の異常箇所切り出し写真（「作業必要箇所調書（様式C-6）」に添付）
- ク その他、業務監督員が指示するもの

Ⅲ 単価契約作業

1 作業の内容

本作業は、まず取付管調査でまず取付管が異常と判断された場合に、業務監督員の指示により修繕するものである。

2 作業必要箇所の報告

- (1) 「作業必要箇所報告書（様式C-5）」に「作業必要箇所調書（様式C-6）」及び「作業必要箇所内訳書（様式C-7）」を添付して提出すること。
- (2) 業務監督員は、「作業必要箇所報告書（様式C-5）」が提出されたときは、書類確認や現地調査等により、作業箇所を選定し、「業務指示書」で指示する。

3 提出書類等

単価契約作業が終了したときは、「業務終了届（様式A-23）」とともに、以下の書類等を提出すること。

(1) 報告書（1部）

報告書の作成に当たっては、事前に業務監督員と十分協議して作成すること。

- ア 作業終了報告書（様式C-5）
- イ 作業終了調書（様式C-6）
- ウ 作業終了内訳書（様式C-7）
- エ 使用資材総括表及び各使用資材集計表
- オ 産業廃棄物管理票及び沈砂等計量伝票貼付用紙（様式A-9）
- カ 出来形の規格値及び施工管理とりまとめ表
- キ 品質の規格値及び施工管理とりまとめ表
- ク 使用資材納品書
- ケ 記録写真
- コ 社内検査報告書
- サ 安全訓練・教育実施状況報告（実施状況が分かる日報形式、写真管理）
- シ 単価維持作業日報（B-14）
- ス その他、業務監督員が指示するもの

(2) 記録写真

記録写真については、次の内容を撮影し、撮影月日や内容を判別できるようにすること。

- ア 作業に使用した車両等の全景（1～2枚程度）
- イ 作業に伴う安全管理関係（交通誘導警備員・安全施設等各1枚程度）
- ウ 作業中の状況（1～2枚程度）
- エ 異常箇所の状態（各項目最低1枚）
- オ その他、業務監督員が指示するもの

第6章 下水道管路単価契約作業

単価契約作業の作業方法は次のとおりとする。

1 調査点検

(1) 現地調査工（ます取付管） 適用作業

① 現地調査

公共ます及び取付管の状況を目視（鏡）で、調査する。

② 塩ビ製公共ます用空気抜き付蓋の点検

ます蓋に付いている空気抜き付蓋を点検する。

土砂が入っている場合は取り除き、異常等を発見した場合は、エア一抜き蓋を交換する。材料は支給する。

③ 塩ビ製公共ますの嵩上げ（掘削を伴わないもの）

塩ビます用の嵩上げ用アダプターを既設の蓋受枠に乗せて、嵩上げをする。材料は支給する。

(2) ます接続確認工

公共ますへの排水設備の接続状況を確認し、写真（全景、ます内状況、不具合箇所）で記録する。

現地確認は、「排水設備等工事しゅん工検査確認事項（別表1）（別紙A-2）」に基づいて実施し、

「排水設備設置等しゅん工検査確認表（合流式塩ビます用）（様式A-18）」に記入する。不具合があった場合には、速やかに写真等で業務監督員に報告する。

(3) 取付管カメラ調査工

公共ます及び取付管を目視（鏡）取付管カメラで調査し報告する。必要に応じて小型高圧洗浄機で清掃する。

(4) ます探し工

しゅん功図等により公共ますの設置位置を想定し、現地で打音や掘削により調査する。実際の公共ますの位置を確認後、公共ます及び取付管を目視（鏡）で調査し報告する。標準的な掘削量は0.5m³とする。必要に応じて掘削工を別途指示する。

(5) 現地調査工（マンホール） 適用作業

① 現地調査

マンホール周辺及びマンホール内部を調査する。

② 本管目視調査

マンホール内より、本管の状況を目視で調査する。

③ マンホール鉄蓋の蓋交換

鉄蓋交換作業を行い、現場発生材は下水管理センターへ運搬する。鉄蓋は支給する。

④ マンホールの蓋鳴り防止処置

テープ及びくさびを使用して、金枠に鉄蓋を固定し、がたつきを防止する。テープ及びくさびの材料費は工種単価に含む。

⑤ オイルマットの設置・交換・撤去作業

油脂類等流出事故があり、下水道管路施設内に流入又は流入するおそれがある場合にオイルマットを設置し、流入が続いている間は交換し、流入が止まったら撤去する。使用済みのオイルマットは下水管理センターまで運搬する。オイルマットは工種単価に含まない。

(6) 光ケーブル点検工

マンホール内に敷設されている光ケーブル及び付帯設備を目視により点検し、写真撮影する。光ケーブル本体の外観、たるみ、異物の付着、サドル・J型フックアンカー・保護管の固定状況、接続箱の外観・固定状況、明示板の状況を点検すること。管路内に敷設されている光ケーブルは、マンホール内から目視により点検可能な範囲を対象とする。また、光ケーブルが引流しにより敷設され

ており、水没している場合にはケーブルを引き上げ、外装に損傷などの異常がないか写真撮影する。異常を発見した場合は、直ちに業務監督員へ報告すること。作業後にマンホールの蓋鳴りがする場合には、テープ及びびくさびを使用して、金枠に鉄蓋を固定し、がたつきを防止すること。テープ及びびくさびの材料費は諸雑費に含む。

(7) 特殊マンホール・吐口点検工 適用作業

① 定期点検

分水人孔・雨水吐室等の特殊マンホール、吐口及び付帯施設について定期点検を行う。

② 雨天時調査

業務監督員の指示により、目視調査点検を行う。

(8) 本管潜行目視調査工

内径 800mm 以上の本管内に潜行し、管内の状況を調査する。

(9) 本管カメラ調査工

本管カメラで本管内の状況を調査し、報告する。本管内の清掃等が必要な場合は、別途指示する。

(10) 取付管特殊カメラ据付工

マンホールから本管内に取付管特殊カメラを挿入し、調査対象の取付管の位置に据え付ける。挿入したマンホールから取付管管口までの距離を計上する。なお、調査対象の取付管が本管 1 スパンに 2 か所以上あり、連続して調査できる場合は、2 か所目以降の据付工の距離は、隣接した調査対象の取付管からの距離を計上するものとする。取付管特殊カメラは貸与する。

(11) 取付管特殊カメラ調査工

本管内から取付管特殊カメラを取付管へ挿入し、取付管の状況及び深さを調査し報告する。取付管特殊カメラは貸与する。

(12) 取付管特殊カメラ据付工（持込）・取付管特殊カメラ調査工（持込）

受託者が、自ら取付管特殊カメラを用意する場合に適用する。

(13) 人孔巡視調査工

第 4 章 計画的調査【人孔巡視調査】でマンホールの路面、内部及び管路内調査をする場合に適用する。工種単価にはテープ及びびくさびの材料費は含まない。

2 対応（清掃作業）

(1) 取付管清掃工

公共ます及び取付管の清掃が必要な場合、汚泥等を高圧洗浄車・バキューム車で清掃し、清掃後に公共ます及び取付管を取付管カメラで調査し報告する。

(2) 取付管清掃工（未作業）

現地到着時の状況により、清掃の必要がない場合は、ます及び取付管の状況を報告すること。

(3) 高圧洗浄車運転工・給水車運転工・バキューム車運転工（4 t、8 t） 適用作業

作業規模、内容に応じて必要な車両を使用すること。計上する数量については、清掃開始から終了までの実作業時間とし、清掃作業終了後の汚泥運搬の時間は含まない。汚泥の運搬については、下水道汚泥等運搬工（4 t、8 t）で計上すること。

① 本管の清掃（土砂・ラード・木根・モルタル）

本管の機能に支障をきたしている土砂・ラード・木根・モルタルを清掃する。

② マンホールの清掃

マンホール内の土砂、副管の詰まりを清掃する。

③ ます取付管等の污水吸引作業

取付管清掃工による作業で詰まりが解消できず、溢水のおそれがある場合に污水を吸引する。

④ 路面等の清掃

路面等に汚水が溢水した箇所を清掃し、消毒液を散布する。消毒液は工種単価に含まない。

(4) 本管洗浄工

高圧洗浄車・給水車で本管内の水あか等を除去する。

(5) 特殊マンホール・吐口清掃工 適用作業

① 吐口除芥金物の清掃

吐口の除芥金物等に付着したじん芥を除去する。

② 雨天後の清掃

点検の結果、清掃が必要な状態である場合、吐口を清掃する。きょう雑物は、別途きょう雑物収集運搬工により収集し、厚別洗浄センターまで運搬すること。

(6) 合流改善施設点検工・合流改善施設清掃工

雨天後（毎時 10mm 以上）、業務監督員の指示により、きょう雑物除去スクリーン（ネットスクリーン・ブラシスクリーン・水面制御堰）の点検、管理を行い、スクリーン及び水面制御堰のきょう雑物を回収、清掃する。きょう雑物は、別途きょう雑物収集運搬工により収集し、厚別洗浄センターまで運搬すること。ネットスクリーンについては必要に応じてネットの交換をする。交換用のネットの材料費は、工種単価に含む。

3 対応（補修作業）

(1) コンクリートます修正工（浸透ますを含む） 適用作業

コンクリート製公共ますの高さ修正及びます上部の交換を行う。0.5m³の掘削及び埋戻を含む。

① ます上部の交換

公共ます周辺を掘削し、既存のます上部を新しい物に交換して埋戻す。発生土・コンクリート殻は、土砂運搬工やコンクリート殻運搬工により、指定した処理施設へ運搬する。

② ますの嵩上げ

ます胴部とます上部の間に継足管を設置して、適正な高さに調整する。

③ ますの嵩下げ

継足管がある場合は、継足管の撤去又はサイズの変更により、高さを調整する。継足管がない場合は、ます胴部をはつり、高さを調整する。汚水ますの深さを 80cm 程度確保すること。確保できない場合は、業務監督員と協議すること。

(2) 塩ビます修正工

塩ビますの周りを掘削し、塩ビますの立ち上がり管に必要な長さに切断した塩ビ管を接続して、高さを調整する。又は、既存の立ち上がり管を切断して、高さを調整する。発生した塩ビ廃材は、塩ビ廃材運搬処理工により、指定した処理施設に運搬すること。0.25m³の掘削、埋戻を含む。

(3) ます内修繕工

ます内を洗浄し、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう修繕箇所を丁寧にモルタル等で仕上げる。また、上部のズレ、目地切れ等についても同様とする。

(4) ます取付部修繕工

ます管口部の取付管を交換する。掘削、埋戻の土工は含まない。発生した廃材は、指定した処理施設へ運搬すること。

(5) ます蓋交換工

公共ますの蓋のみの交換作業を行う。材料は工種単価に含まない。コンクリート廃材は、コンクリート殻等運搬処理工により、指定した処理施設へ運搬すること。

(6) 閉塞工

本管、マンホール及びますに接続された取付管等をモルタル又は塩ビ製キャップで閉塞する。塩ビ

製キャップは、工種単価に含まない。

(7) コンクリートます設置工

コンクリート製公共ますの再設置が必要な場合に、掘削、ます設置及び埋戻しを行う。公共ますの材料は、工種単価に含まない。1.0×1.1×0.9mの掘削、ます設置後の埋戻しの土工を含む。

(8) 塩ビます設置工

塩ビ製公共ますの再設置が必要な場合に、掘削、ます設置、埋戻しの作業を行う。塩ビ製公共ます一式の材料費は、工種単価を含む。1.0×1.0×1.05mの掘削、ます設置後の埋戻しの土工を含む。

(9) 目地補修工

マンホール目地、本管目地、クラック等の破損箇所をV字型にはつり、止水モルタルで補修する。使用する止水モルタルは圧縮強度24N/mm²以上の性能を有する材料を使用すること。

(10) インバート・躯体等補修工

補修部分を洗浄し、はつり等で表面処理を行い、止水モルタルで補修する。使用する止水モルタルは、圧縮強度24N/mm²以上の性能を有する材料を使用すること。

4 対応（マンホール）

(1) 鉄蓋溶接工

マンホール蓋及び枠が、破損又は変形で危険な場合、補修までの応急処置として蓋と枠を溶接する。溶接する前に、補修に必要な調査（マンホールの内径、調整リング等の厚さの確認等）を行うこと。溶接棒は支給する。溶接機は貸与する。

(2) 足掛金物補修工

腐食及び脱落により、維持管理の支障となっているマンホール内の足掛金物を補修する。撤去費及び使用する材料は、工種単価を含む。既設の腐食している足掛金物は、サンダー等できれいに切断すること。継足管タイプ（内径1000mm、900mm）の埋込長は45mmとし、直壁タイプ（躯体取付タイプ）の埋込長は90mmとする。継足管タイプの場合は、削孔を貫通させないように注意すること。継足管タイプで使用する足掛金物は、マンホール削孔穴と足掛金物（W=150）をアンカーボルトにより固定する物（W=150）と、削孔穴に足掛金物（W=400）を埋込み接着剤等により固定する物（W=400）の2種類とし、その使い分けについては業務監督員の指示による。

(3) 断熱蓋設置・点検工

マンホール内に断熱蓋（排気マンホール用防臭内蓋を含む）を新たに設置する。又は、既設の断熱蓋に異常がないか点検する。設置する断熱蓋の種類は業務監督員の指示による。既設の排気マンホール用防臭内蓋の点検時には、付属している臭気防止ゴム板・ウレタンの収まり具合を点検し、異常等を発見した場合は内蓋を交換する。再利用が可能な場合は修理して保管する。断熱蓋及び防臭内蓋の材料費は、工種単価に含まない。断熱蓋の仕様は、「札幌市下水道設計標準図」による。作業後にマンホールの蓋鳴りがする場合には、テープ及びくさびを使用して、金枠に鉄蓋を固定し、がたつきを防止すること。テープ及びくさびの材料費は諸雑費を含む。

5 対応（油・浸透式下水道）

(1) 油脂類等追跡調査工

吐口からの油脂類流出、又は油脂類による臭気等があった場合は、公共下水道施設への流入の有無、経路、箇所等の追跡調査を行う。

(2) オイルフェンス設置撤去工

公共下水道施設に油脂類等が流入し、吐口から河川等への流出が確認された場合又は流出のおそれがある場合には、オイルフェンスを設置し、オイルマットで吸着処理を行うこと。油脂類等の流出

のおそれがなくなり次第、オイルフェンス及びオイルマットを撤去すること。なお、一工種につき設置及び撤去を行い、オイルフェンスは貸与とし、オイルマットは工種単価に含まない。使用済みのオイルマット及び撤去したオイルフェンスは下水管理センターまで運搬する。

(3) 道路雨水ます・浸透ます点検工 適用作業

① 防臭器具の点検・更新

道路雨水ますに設置された防臭器具の点検を行い、必要に応じて交換する。交換する防臭器は、工種単価に含まない。

② 浸透式下水道の点検・更新

浸透ます及び浸透トレンチの点検を行い、必要に応じて管口フィルターを交換する。管口フィルターは工種単価に含まない。浸透トレンチ内をカメラ調査する場合は、別途取付管カメラ調査工を計上できる。

③ 下水道用排気施設の点検

下水道幹線のマンホールに接続されている排気施設を点検する。

(4) 道路雨水ます・浸透ます清掃工

道路雨水ます、浸透ます、下水道用排気施設の泥溜めを、バキューム車により清掃する。

6 内面修繕工

(1) 管路内面修繕工 (φ150～750mm)

本管内の損傷部を、幅40cmのライニング材で管内面から圧着し部分形成する。工法の採用においては(公財)日本下水道新技術機構等の審査証明を受けた工法とし、業務監督員の承諾を得ること。ライニング材にはネーミングコードを印字すること。ネーミングコードの構成は別途指示する。

(2) 取付管内面修繕工 (φ150mm)

取付管を一体化のライニング材で管内面から圧着し形成する。工法の採用においては(公財)日本下水道新技術機構等の審査証明を受けた工法とし、業務監督員の承諾を得ること。事前調査、本管・取付管清掃及び事後調査は、必要に応じて別途指示する。ライニング材の施工に必要な余長分の材料費は、工種単価に含む。

(3) 取付管内面補修材 (φ150mm)

補修する取付管の実延長を計上すること。

(4) パッカー止水工 (φ200～600mm)

本管内の水が浸入している部分に、非ウレタン系の止水材を注入する。

(5) 段差修正工 (φ250～300mm)

本管継目の段差を修正し、管きよ内の断面を確保する。

(6) 突出取付管除去工(機械) (φ800mm未満)

本管内に突出した取付管を除去し、管きよ内の断面を確保する。

(7) モルタル除去工(機械) (φ800mm未満)

本管内に固着したモルタルを除去し、管きよ内の断面を確保する。

(8) 木根・パッキン除去工(機械) (φ800mm未満)

本管内に侵入した木根及びパッキンを除去し、管きよ内の断面を確保する。

(9) モルタル等除去工(人力) (φ800mm以上)

本管内に固着したモルタル、侵入した木根、パッキン及び突出した取付管を除去し、管きよ内の断面を確保する。

(10) 取付管口仕上工(機械) (φ750mm以下)

内面修繕後、本管内に取付管の穴をあけ、仕上げる。

7 対応（復旧関係）

(1) 陥没仮復旧工

陥没があった場合は、直ちに現地に向かい陥没箇所に保安設備（バリケード・セーフティコーン）を施し、砕石で穴埋め転圧する。砕石は工種単価に含む。仮舗装を行う場合は、別途舗装仮復旧工を計上すること。

(2) 舗装復旧工

アスファルト乳剤を使用し、細粒度アスコン $t=3\text{cm}$ で復旧する。舗装材料は、工種単価に含む。

(3) 舗装仮復旧工

舗装の剥離箇所の仮補修や本舗装までの仮舗装を常温合材で行う。常温合材は、工種単価に含んでおり、全天候型で高耐久性のものを使用すること。

(4) インターロッキング復旧工

インターロッキングの撤去及び復旧を行う。材料は再利用する。

8 対応（その他）

(1) 掘削工

人力で掘削し、発生土で埋戻しする。

(2) 除草工

下水道河川局の管理用地・吐口等の草刈を行い、刈り草を指定した処理施設へ運搬する。

(3) 伐採工

下水道河川局の管理用地・吐口等において、樹木の伐採を行う。単価の区分は、地面より 1.2m の高さの樹木の幹周に応じて適用する。伐採物については、伐採物運搬工により指定した処理施設へ運搬すること。

(4) 車止め設置・取外し工

脱着式の門型車止めを基礎に取り付ける又は基礎から取外す。

(5) 車止め基礎設置工

車止め用の基礎（ $300 \times 300 \times 300 \text{ mm}$ ）を新たに設置する。基礎ブロックは工種単価に含む。

(6) 管理用地境界杭点検工

下水道河川局の管理用地に埋設されている境界石を確認し、写真撮影する。なお管理用地内で柵や看板の破損、不法投棄等を発見した場合は、速やかに業務監督員に報告すること。

(7) 地上権設定地等確認工

地上権設定地等の現地状況を確認し、写真で記録する。

(8) 除雪工

ますやマンホール周辺の雪を人力で除雪する。1 か所当りの除雪範囲は、 $1.5 \times 1.5 \times 1.0 \text{ m}$ までとする。

(9) 下水道管路巡視点検工

第1次・第2次緊急輸送路や、下水道幹線ルート等の巡視点検を行う。

(10) 土のう仮締切工

土のうの製作、設置、撤去作業。材料費は工種単価に含む。

(11) 鋼材切断工

地中に残置されている鋼矢板等をガス溶断する作業。

(12) ポンプ設置撤去工

マンホール等に水中ポンプを設置し、運転完了後撤去する。排水作業現場1か所当たり1～5台まで

のポンプ設置撤去を標準とする。

- (13) ポンプ運転工 (0~40< 未満又は 40~120< 未満、作業時排水)
マンホール等に設置されたポンプの運転を行う。作業時排水とは、作業前から排水を始めて作業終了時には排水を中止する方法をいう。
- (14) ポンプ運転工 (0~40< 未満又は 40~120< 未満、常時排水)
マンホール等に設置されたポンプの運転を行う。常時排水とは、昼夜連続的に排水する方法をいう(運転 24 時間で 1 日とする)。

9 建設副産物処理

- (1) コンクリート殻等運搬処理工
維持作業で発生したコンクリート殻を指定した処理施設へ運搬する。処理費は、工種単価に含む。
- (2) 舗装殻運搬処理工
維持作業で発生した舗装殻を指定した処理施設へ運搬する。処理費は工種単価に含む。
- (3) 土砂運搬工
維持作業で発生した土砂を指定した処理施設へ運搬する。
- (4) 塩ビ廃材運搬処理工
維持作業で発生した塩ビ廃材を指定した処理施設へ運搬する。処理費は、工種単価に含む。
- (5) 廃プラスチック運搬処理工
維持作業で発生した廃プラスチックを指定した処理施設へ運搬する。処理費は、工種単価に含む。
- (6) 下水汚泥等運搬工 (4 t、8 t)
清掃作業で発生した汚泥等を手稻沈砂洗浄センターに運搬する。
- (7) コンクリートくず等運搬工
清掃作業により発生したコンクリートくず等 (がれき類・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)、及び陶磁器くず・金属くず・木くず) を指定した処理施設へ運搬する。
- (8) きょう雑物収集運搬工
きょう雑物除去スクリーンや、吐口除芥金物等に溜まったきょう雑物等を収集し、厚別洗浄センターまで運搬すること。収集に必要な袋は、工種単価に含む。
- (9) 刈り草処理費
除草工で発生した刈り草の処理費。
- (10) 伐採物運搬処理工
伐採工で発生した伐採物を指定した処理施設へ運搬する。処理費は工種単価に含む。
- (11) 緊急対応準備工
災害時等に被害の恐れがある箇所について、業務監督員及び業務員より指示し、速やかに対応できるよう、現場又は事務所にて待機する。
- (12) 電話受付相談 (中央区下水道管路維持管理業務の受託者のみ)
下水管理センター閉庁時に電話相談受付を行う。詳細は、「市民要望等対応のフロー」による。

II 判断基準表

判断基準表 1

判断基準表【取付管、公共ます】

番号	ラ ン ク		A	B	C	備 考
	調査項目					
1	取 付 管	損傷・外損	破損している (土砂が見える)	クラック	無	
2		たるみ	5cm以上 (取付管カメラ水没)	2~5cm未満	2cm未満	カメラヘッド径 5cmとして
3		勾配	逆勾配	—————	無	水の流下に対する 支障の有無
4		継目のズレ	ソケットからの脱落 土砂碎石の露出	管厚程度のズレ 及び隙間	管厚以内のズレ 及び隙間	
5		支管のズレ	本管からの脱落	本管と隙間あり	無	
6		木根	有	—————	無	木根が侵入 しているか
7		モルタル等	管径の20%以上	管径の20%未満	無	モルタル・ラード等 具体名で整理
8		横断管	有	—————	無	
9		老朽度	鉄筋が露出	粗骨材が露出	無	
10		浸入水	勢いよく出ている	ちよろちよろ程度	にじみ程度 又は無	
11	公 共 ま す	蓋	破 損	ヘアークラック 程 度	無	
12		上部	破 損	クラック	無	
13		埋まり	5~30cm	1~5cm	無	
14		突出	5~30cm	1~5cm	無	
16		目地のズレ	3cm以上 (土砂が見える)	1~3cm	良	
17		管口	破損又は隙間大 (土砂が見える)	隙間3cm未満	無	
特 記						

判断基準表【分水マンホール、浸透式下水道】

コード区分	ランク		A	B	C	備考
	調査項目					
1. 棒等障害物	マンホール内異物等		棒等障害物有		正常	
2. 路面との関係	凸凹, 埋まり(cm)					()内cm表示
	マンホールまわりの路面状況		はく離(舗装等)	ヒビワレ(ドーナツ状等)	良	
	レベルマンホール等(t+h cm)		ワレ, 亀裂	メクレ, ボルトのゆるみ	〃	レベルマンホール, マンホールバック, スライドマンホール, フラットレベル
	車両又は歩行の支障度		有		無	
3. 鉄 蓋	新型又は旧型			ウラ	ウラ ○	
	摩耗型		マークが見えない	へっているがマークが見える	無	
	亀裂		ワレ	ヒビ	〃	
	ガタつき		有		〃	
4. 金 枠	損傷度		カケ	へり, 鉄蓋突出	〃	
5. 上 絞 部	〃		破損又は全体のクラック	一部のカケ, クラック	〃	
6. 直 立 管	〃		〃	〃	〃	
7. 下 絞 部	〃		〃	〃	〃	
8. 軀 体	〃		〃	〃	〃	
9. 底 部	インバート又はタメ式				〃	
	損傷度		破損		無	
10. 副 管	〃		〃		〃	
11. 足 掛	損傷度(不足数)		針金状又は不足	全周に腐食	〃	()不足数
12. 目 地	程度(位置)		はく離欠損	ヒビワレ	良	()コードによる位置
13. ズ レ	〃 (〃)		10cm<ズレ	3cm<ズレ<9cm	〃	〃
14. 浸 入 水	〃 (〃)		噴出	流入	にじみ又は無	〃
15. 管 渠 内	管渠の状態		破損, 閉塞がある	多少の蛇行, 沈下	正常	
	副管の位置及び状態		〃		正常	
16. 特 記						

判断基準表【分水マンホール】

区 分	ランク		A	B	C	備 考
	調査項目	損傷度				
1. 堰施設	堰 (コンクリート)	損傷度	破損又は 全体のクラック	一部かけ, クラック	無	
	堰 板	"	破 損 (材質)		"	材質 ・FFU(合成木材) ・木材 ・角パイプ ・その他
	受 板 (ステン)	"	全体のサビ	一部のサビ	"	
	板留金具 (ボルト類)	"	ゆるみ 全体のサビ	"	"	
	板受口 (支柱)	"	全体のサビ ガタ付き	"	"	
2. 遮水施設	遮水壁 (コンクリート)	損傷度	破損又は 全体のクラック	一部かけ, クラック	無	
	遮水板	"	破 損 (材質)		"	材質 ・FFU(合成木材) ・木材 ・角パイプ ・その他
	受 板 (ステン)	"	全体のサビ	一部のサビ	"	
	板留金具 (ボルト類)	"	ゆるみ 全体のサビ	"	"	
	板受口 (支柱)	"	全体のサビ ガタ付き	一部のサビ	"	
3. 付帯施設	中間ステージ	損傷度	破 損	一部のかげ クラック	無	コンクリート
	階 段	"	破損又は 全体のクラック	"	"	コンクリート
	手すり	"	"	"	"	コンクリート
	転部防止柵	"	全体のサビ ガタ付き	一部のサビ	"	ステン
	グレーチング蓋	"	破 損		"	FRP
	その他	正 異	異 常 ()		正 常	名称()
4. その他		正 異	異 常 ()		正 常	名称()
	土砂厚		実測値	cm	・測定不能	
5. 遮集管の状態	水深		"	cm	"	
	土砂厚		"	cm	"	
6. 分流管の状態	水深		"	cm	"	
7. 特 記						

判断基準表【浸透式下水道】

区分	ランク		A	B	C	備考
	調査項目					
1. 路面状態	浸透式 管渠上	沈下等	有(上・下)		無	マンホールを基点に 上流か下流か
	浸透式 周辺	〃	有		〃	
	浸透 トレンチ上	〃	有(左・右)		〃	道路雨水ますを基点 に民地を背面にして 右側・左側
2. 浸透式管渠	角落し	損傷度	破 損	一部カケ	無	木 材
	固定金具	〃	ゆるみ 全体のサビ	一部のサビ	〃	
	浮上防止 金 具	〃	〃	〃	〃	
	角落し 保管棚	〃	〃	〃	〃	
	土砂厚	程 度	管径の1/2以上	管径の1/2未満 ～1/10以上	良	
3. マンホール内	フラップゲート	正 異	異 常		正 常	フラップ付マンホール 浸透式管渠合流点
4. 浸透ます	ま す	有 無	無		有	
	ます蓋	損傷度	破 損		無	(材質)
	蓋留金具	〃	全体のサビ	一部のサビ	〃	ボルト類
	上 部	〃	破 損	一部カケ・クラック	〃	
	中間部	〃	〃	〃	〃	
	下 部	〃	〃	〃	〃	
	目 地	程 度 (位置)	はく離欠損	ヒビワレ	良	()位置
	ズ レ	〃	10cm<ズレ	3cm<ズレ<9cm	〃	()位置
	浸入水	〃	噴 出	流 入	にじみ又は無	()位置
	土砂状態	程 度	下部埋没	下部1/3以上埋没	良	
	導水管(VU)	損傷度	破 損		無	
	接 続 道路雨水ます	有 無	無		有	
	道路雨水ます 管口フィルター	〃	無または破損		〃	
	道路雨水ます 土砂状態	程 度	管口埋没	管口下より20cm以内	良	
5. 浸透トレンチ	接 続	有 無	無		有	
	道路雨水ます	損傷度	無または破損		〃	
	道路雨水ます 土砂状態	程 度	管口埋没	管口下より20cm以内	良	
6. その他		正 異	(異 常)		正 常	(名称)
7. 特 記						

判断基準表【吐口（ゲート無し）】

区 分	ランク		A	B	C	備 考
	調査項目					
1. 河 川 名	名称記入		川			
2. 放 流 口 の 障 害 物	流木等	阻害度	有 多い	有 少ない	無	
	転 石	"	"	"	"	
	雑 草	"	"	"	"	
	その他	"	()	()	"	(名称)
3. 河 川 と の 関 係	放流口の 土砂推積厚		cm			実測値を記入
	放流口と河川 水面との差		± cm			実測値を記入
	河床の洗掘	有無	有		無	
4. 吐 口 の 状 態	護岸(コンクリ)	損傷度	破損又は全体のクラック	一部のカケ, クラック	無	
	翼 壁	"	"	"	"	
	水叩き	"	"	"	"	
	放流管口	"	"	"	"	
5. 管 渠 内 (放流管内)	管渠の状態		A	B	C	様式6の16による
	管径記入		()			単位 cm
	土砂厚		管径の1/2以上	管径の1/2未満 ~1/10以上	良	
6. 放 流 水	濁 水	有無	有		無	
	油	"	"		"	
	不明水	"	()		"	(名称)
7. そ の 他	名 板 札下表示 (ペンキ)	磨耗度	マークが見えない	減っているが マークが見える	無	
	点検用足掛	損傷度	針金状又は ()	全周に腐蝕 ヤセ	"	(不足数)
	その他	正 異	異 常 ()		正 常	(名称)
8. 特 記						

判断基準表【人孔（路面、躯体等）】

項目			判定ランク					
			A	B	C	D	E	
ふた調査情報	耐荷重種類別 (歩車道の場合)	車道	T-8	T-14	T-20	—	T-25	
		歩道	—	—	—	—	T-8、T-14 T-20、T-25	
	周辺路面の状態 (穴、クラックの損傷)		どちらもある状態	クラックあり、 かつ穴がない	どちらもないが、 受け枠と路面との間に 隙間ができています	—	なし	
	ふた・受け枠間 の段差	急勾配 受け構造	ふたの沈み	2mm ≤	—	—	—	< 2mm
			ふたの浮き	10mm ≤	—	—	—	< 10mm
		平受け構造・ 緩勾配受け構造	10mm ≤	—	—	—	—	< 10mm
	鉄蓋状態（磨耗） (模様高さH)	車道	表面の絵柄が 完全に消えている (≤2mm)	—	表面の絵柄が すりへっている (2~3mm)	磨耗なく錆肌無 (3mm<かつ錆肌無)	磨耗なく錆肌有 (3mm<かつ錆肌有)	
		歩道	表面の絵柄が 完全に消えている (≤2mm)	—	—	表面の絵柄が すりへっている (2~3mm)	磨耗なし (3mm<)	
	ガタつき		ある	—	—	—	なし	
	鉄蓋状態（破損・亀裂）		ある	—	—	—	なし	
	金枠状態ランク（損傷）		ある	—	—	—	なし	
	蓋腐食状態（鋳出し表示の消滅）		—	見えないほど発錆	—	見えるが少し発錆	なし	
	転落防止機能		機能なし	—	—	—	機能あり	
	浮上防止機能		支障あり	—	—	—	支障なし	
ロック機能（平受）		機能しない	—	—	—	機能する		
開閉機能状態		人力では 開閉不能	勾配面の腐食に より開閉困難	食込み力増大に よる開閉困難	—	正常に 開閉可能		

部位	項目	判定ランク				
		A	B	C	E	
マンホール内調査情報	調整部	調整部状況	破損・欠落	ずれ・クラック	ずれ	なし
	斜壁部・ 継足管	腐食	鉄筋露出	骨材露出	表面の荒れ	なし
		破損	欠落・陥没	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）	なし
		クラック	全体 (人孔全周、幅5mm以上)	部分的 (人孔半周、幅2~5mm以上)	軽微 (幅2mm未満)	なし
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ	なし
		浸入水	噴き出している状態	流れている状態	にじんでいる状態	なし
		木根侵入	内径の50%以上	内径の10~50%以上	内径の10%未満	なし
		タルミ・滞水	内径の3/4以上	内径の1/2~3/4	内径の1/2未満	なし
	インバート	インバートがない	部分的な欠損	—	なし	
	直壁（管口含む）	腐食	鉄筋露出 (表面pH：1程度)	骨材露出 (表面pH：3未満)	表面の荒れ (表面pH：3以上5以下)	なし
		破損	欠落（陥没）	全体に亀裂	軽微な破損（A・B以外）	なし
		クラック	全体 (人孔全周、幅5mm以上)	部分的 (人孔半周、幅2~5mm以上)	軽微 (幅2mm未満)	なし
		隙間・ズレ	全体が脱却	一部が脱却	わずかの隙間・ズレ	なし
		浸入水	噴き出している状態	流れている状態	にじんでいる状態	なし
木根侵入		内径の50%以上	内径の10~50%以上	内径の10%未満	なし	
その他	足掛金具	欠損・欠落	鉄筋が細くなっている	錆の発生	なし	

※ゴシック体で記載の判定項目は、札幌市独自の項目。それ以外は下水道維持管理指針（2014年版）に準拠。

判断基準表【管路（鉄筋コンクリート管）】

ランク		A	B	C
項目				
老朽度 (腐食・劣化)		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
たるみ	内径700mm未満	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
	内径700mm以上 1650mm未満	内径の1/2以上	内径の1/4以上	内径の1/4未満
	内径1650mm以上	内径の1/4以上	内径の1/8以上	内径の1/8未満
管の破損及び 軸方向クラック		欠落 外損に伴う土砂流入・土砂露出 不要取付管口の閉塞不良	外損に伴う土砂露出の可能性 不要取付管口の暫定的閉塞 (麻袋等)	管壁の剥離 不要取付管口の閉塞済み
		軸方向のクラックで幅5mm以上	軸方向のクラックで幅2mm以上	軸方向のクラックで幅2mm未満
円周方向クラック		円周方向のクラックで幅5mm 以上	円周方向のクラックで幅2mm 以上	円周方向のクラックで幅2mm 未満
目地ズレ		土砂流入・土砂露出 脱却 〈いんろう管〉土砂流入・土砂 露出	70mm以上(脱却なし) 〈いんろう管〉—	70mm未満 〈いんろう管〉内目地がない
浸入水		噴き出ている 土砂流入を伴う	流れている	にじんでいる 水垢が付着している
モルタル付着		内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満
油脂の付着		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
木 根		内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—
取付管突出		本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満
取付管接合部		土砂流入 土砂露出 詰まる危険性あり	破損あり(土砂露出の可能性) 詰まる可能性あり	防護・補修あり ソケットなし
だ 行		—	管きよ断面積に対して 50%以上のだ行	管きよ断面積に対して 50%未満のだ行
横断管 (貫通管)		ガス爆発の危険・漏水 管きよ断面積に対し20%以上の 閉塞	管きよ断面積に対し10%以上の 閉塞 10%未満の閉塞かつ横断管が 防護されていないで露出	管きよ断面積に対し10%未満の 閉塞かつ横断管が十分な防護が されて露出 (管は直接露出してない)
副 管		土砂流入・土砂露出 本管内径の1/5以上の突出	詰まっている 本管内径の1/10以上の突出	副管口のズレ 本管内径の1/10未満の突出
取付管の異常		上記異常項目の判断基準に準ずる		
既設 内面 修繕 箇所	浸入水	噴き出ている 土砂流入を伴う	流れている	にじんでいる 水垢が付着している
	剥 離	一辺が15cm以上	一辺が15cm未満～5cm以上	一辺が5cm未満
	切れ・カケ	一辺が15cm以上	一辺が15cm未満～5cm以上	一辺が5cm未満

判断基準表【管路（硬質塩化ビニル管）】

ランク		A	B	C
項目	内径800mm以下	内径以上	内径の1/2以上	内径の1/2未満
たるみ				
管の破損及び軸方向クラック	亀甲状に割れている 軸方向クラック	—	—	—
円周方向クラック	円周方向のクラックで幅5mm以上	円周方向のクラックで幅2mm以上	円周方向のクラックで幅2mm未満	
目地ズレ	脱却	接合長さの1/2以上	接合長さの1/2未満	
偏平	たわみ率15%以上の偏平	たわみ率5%以上の偏平	—	
変形（内面に突出し）	本管内径の1/10以上内面に突出 材料の白化を伴う	本管内径の1/10未満内面に突出	—	
浸入水	噴き出ている 土砂流入を伴う	流れている	にじんでいる 水垢が付着している	
モルタル付着	内径の3割以上	内径の1割以上	内径の1割未満	
油脂の付着	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
木根	内径の1/2以上閉塞	内径の1/2未満閉塞	—	
取付管突出	本管内径の1/2以上	本管内径の1/10以上	本管内径の1/10未満	
取付管接合部	土砂流入 土砂露出 詰まる危険性あり	破損あり（土砂露出の可能性） 詰まる可能性あり	防護・補修あり ソケットなし	
だ行	—	管きよ断面積に対して 50%以上のだ行	管きよ断面積に対して 50%未満のだ行	
横断管（貫通管）	ガス爆発の危険・漏水 管きよ断面積に対し20%以上の閉塞	管きよ断面積に対し10%以上の閉塞 10%未満の閉塞かつ横断管が防護されていないで露出	管きよ断面積に対し10%未満の閉塞かつ横断管が十分な防護がされて露出（管は直接露出していない）	
副管	割れている	詰まっている	—	
取付管の異常	上記異常項目の判断基準に準ずる			
既設内面修繕か所	浸入水	噴き出ている 土砂流入を伴う	流れている	にじんでいる 水垢が付着している
	剥離	一辺が15cm以上	一辺が15cm未満～5cm以上	一辺が5cm未満
	切れ・カケ	一辺が15cm以上	一辺が15cm未満～5cm以上	一辺が5cm未満

主任技術者の資格

主任技術者の資格要件は、次のいずれかによるものとする。

- 1 本業務に対応する建設業法の許可業種（土木業）に係る建設業法第26条に定める主任技術者となりうる国家資格を有する者
「建設機械施工管理技士」（建設機械施工技士を含む。1級又は2級。ただし2級は第1種から6種に限る。）
「土木施工管理技士」（1級又は2級。ただし、2級の種別は土木に限る。）
「技術士」（上下水道部門（選択科目「下水道」）、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目「建設」）に限る。）
- 2 公益社団法人日本下水道管路管理業協会による「下水道管路管理技士（総合、主任、専門）」の登録を受けた者
- 3 地方共同法人日本下水道事業団による「下水道技術検定（第1種、第2種、第3種）」又は「下水道管理技術認定（管路施設）」の合格者

排水設備等工事しゅん工検査確認事項（別表1）

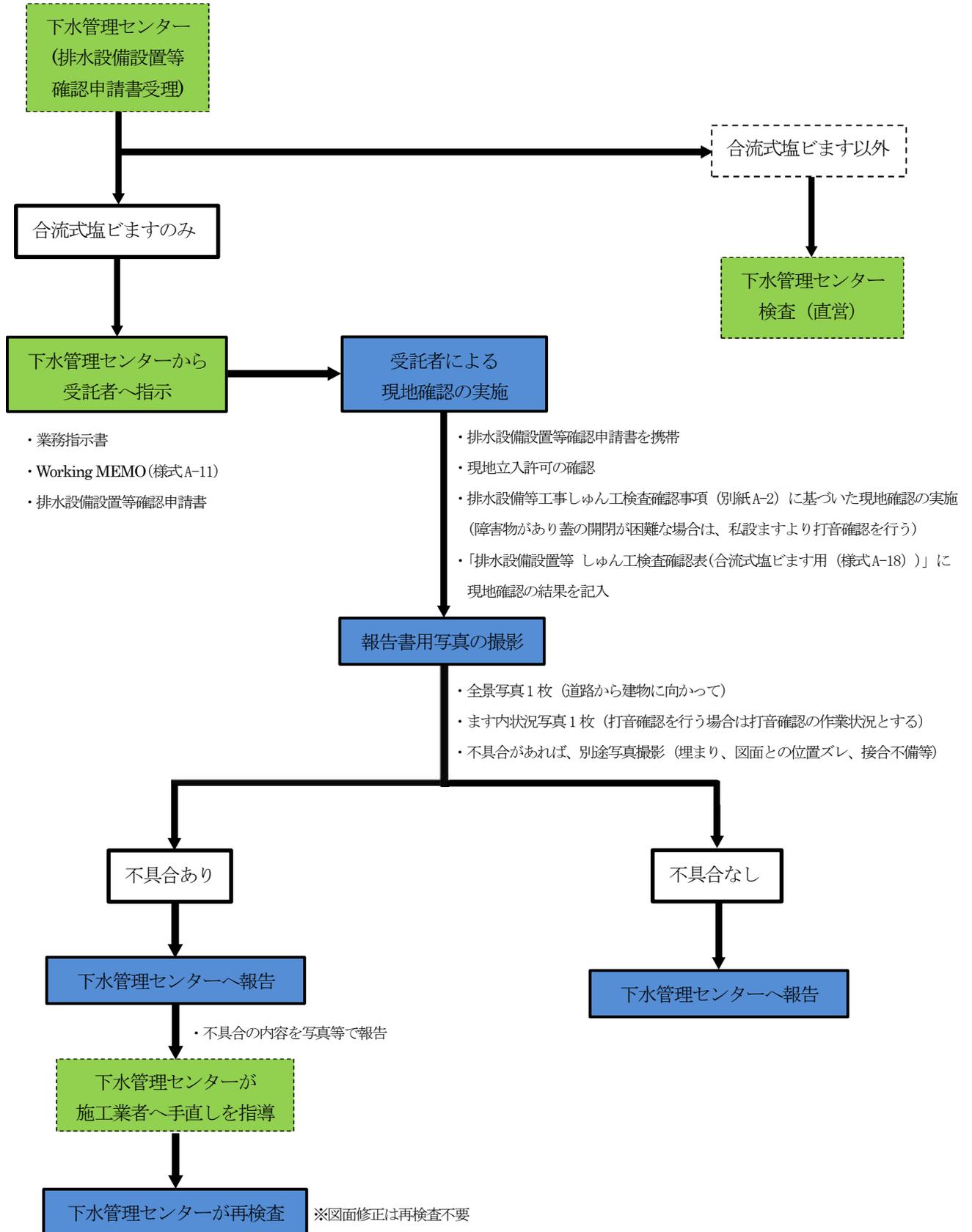
別紙A-2

★印はしゅん工検査時の必須確認項目

区分	項目		確認内容	
★公共下水道への接続	ます接合	コンクリートます	・縦断方向の場合は管底接続、これ以外はインバート上とする。インバートの切り盛りは行わない ・排水管はます内壁面にそろえる ・接続箇所の空隙はます内面及び外面をモルタルで目地を施す	
		塩化ビニルます	・ますの既成受け口に接続	
	本管接合	取付管径及び材質	・本管径250mm以上—取付管は100mm～200mm以内	
			・本管径200mm以下—取付管は100mm～150mm以内	
			・市街化調整区域の取付管は100mmとする。 ・硬質塩化ビニル管 JSWAS K1規格 ゴム輪受口（自在支管、曲管を含む）	
ます	・規格は下水道設計標準図を基本とし、又はその規格及び機能と同等以上 ・汚水ますはインバート仕上げとし雨水ますは15cm以上の泥溜めを設ける			
宅地内排水設備	★汚水雨水の分離		・分流式地域では汚水及び雨水排水を適正に分離し、それぞれ専用管にて排出する	
	ます設置	規格機能	・汚水ますはインバート仕上げとし雨水ますは15cm以上の泥溜めを設ける	
		材質と深さ	・塩化ビニル ます内径150mm - 深さ1100mmまで ます内径200～350mm - 深さ2000mmまで ・コンクリート ます内径300～400mm - 深さ1100mmまで ます内径400～500mm - 深さ1500mmまで ます内径600～800mm - 深さ2000mmまで	
		設置箇所	・家屋からの各排水口、屈曲点、合流点 ・管径、勾配、管材量及び流路の方向の異なる箇所 ・直線部において排水管径の120倍以内の箇所	
	排水管布設	材質	・硬質塩化ビニル管、鉄筋コンクリート管、ポリエチレン管、排水用鑄鉄管	
		管径と勾配	本管	・内径 100 mm以上 1/100 以上 ・内径 250 mm以上 最少流速 1.0m/秒以上を得られること
			枝管	・内径 75mm 以上 1/100 以上
	深さ	・最低土かぶり30cm以上とし、構造等で不足する場合や露出配管の場合は断熱防護する		
	トラップ	設置箇所	・必要な場合は排水口ますに直結して設置する	
		封水深	・50mm以上100mm以下	
材質と口径		・硬質塩化ビニル又は同等以上、75mm以上		
★デイスポージ排水処理システム、グリース阻集器			・下水道条例施行規則第5条3、4号の基準による	
★半地下構造物、工事用湧水の沈砂槽			・下水道条例施行規則第5条4号の基準による	
★条例第10条行為の制限関連の設備			-//-	
★条例第5条3の除害施設関連の設備			-//-	
★助成制度を利用する設備			-//-	
★工事分担金、接続負担金関連の設備			・下水道条例第17の2、第17の3、同施行規則第30条よるなど必要な対応を行う	

※「排水設備の設置又は改築の確認に係る審査基準(平成26年4月1日改定)」に基づく

まず接続確認工フロー



第8章 様式集

業 務 着 手 届

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者
(住所)
代表者
(氏名)

下記役務は、令和 年 月 日着手したのでお届けします。

記

1. 役務番号 第 号

2. 役 務 名

- ・ 提出部数 1部
- ・ 提出先 業務主任
- ・ 提出期限 着手と同日
- ・ 業務代理人・業務代理人補及び主任技術者指定通知書、業務日程表等を添付し、各頁間に使用印で割印すること。

業務代理人・業務代理人補・主任技術者指定通知書

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者
(住所)
代表者
(氏名)

役 務 番 号	役 務 名	
第 号		
上記役務に係る業務代理人、業務代理人補及び主任技術者を次のとおり 定めたので、別紙経歴書を添えて通知します。		
区 分	氏 名	備 考
業務代理人		主任技術者兼務 (株)〇〇会社
業務代理人補		主任技術者兼務 (株)□□会社
業務代理人補		(株)△△社
主任技術者		(株)△△社

- ・ 業務代理人及び業務代理人補は、主任技術者を兼務できる。
- ・ 受託者との直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類を添付すること。

業務代理人・業務代理人補・主任技術者経歴書

現住所			
氏名		生年月日	※昭和 平成 年 月 日
最終学歴	卒業年月	学校名	専攻科目
	※昭和 平成 年 月		
職歴	※昭和 平成 年 月	入社	
	※昭和 平成 年 月	入社	
技術資格	※昭和 平成 年 月	取得No.	
	※昭和 平成 年 月	取得No.	
主要業務 (工事) 経歴	業務(工事)名		履行(工事)期間
			年 月 年 月
			年 月 年 月
			年 月 年 月
上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 氏名 _____ 印 _____			

- ・ ※印の項目については、該当するものを○で囲むこと。
- ・ 最終学歴は、小学校・中学校・高等学校・短期大学・大学又は高等専門学校のいずれかを記載し、専修学校・各種学校等は記載しないこと。

業 務 日 程 表

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者
(住所)
代表者
(氏名)

下記役務について、別紙日程をもって履行したいので、承認くださるようお願いいたします。

記

1. 役務番号 第 号

2. 役 務 名

3. 履行期間 着 手 令和 年 月 日

完 了 令和 年 月 日

- ・ 別紙日程表を添付し、使用印で割印すること。

令和 年 月 日

札幌市長 様

(住 所)
申 請 者
(氏 名)

土地立入証(身分証明書)交付願

役務番号 第 号

役 務 名

本役務の調査員を以下のとおり従事させますので、身分証明書を交付されたく、
申請します。

なお、この証明書は本役務完了後、速やかに返却します。

有効期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

番号	氏 名	生 年 月 日	年齢	会 社 名

借 用 書

○部下水管理センター所長 様

○○区下水道管路維持管理業務に伴い、以下の給水栓を使用するため、
鍵を借用します。

令和 年 月 日

受託者
業務代理人

1. 使 用 給 水 栓 ()
2. 鍵 (No.) ()

令和 年 月 日

○部下水管理センター 様

材 料 の 支 給 願 い

業務の実施にあたり、以下の材料の支給をお願いします。

役務名 ○区下水道管路維持管理業務

受託者

業務代理人

処理区分番号

使用場所 ○区○○

材 料 名	形状・寸法	単位	数量

担当職員

印

沈砂等計量伝票貼付用紙(第 回目)

令和 年 月 日

受託者
業務代理人

役務名

単価清掃に伴う土砂処分の沈砂等計量伝票を貼付し提出します。

沈砂等計量伝票(全 枚)

沈砂等搬送伝票(全 枚)



業務履行協議簿 (第 回)

発議者	<input type="checkbox"/> 委託者 <input type="checkbox"/> 受託者	発議年月日	令和 年 月 日	回答希望日	月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他				
業務名					
(内容)					
.....					
.....					
.....					
.....					
.....					
添付物:					
処 理 回 答	委 託 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日			
	【回答】				
				
受 託 者	添付物:				
	【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日				
		<input type="checkbox"/> 業務内容の変更の対象と <input type="checkbox"/> しない。 <input type="checkbox"/> する。ただし、詳細については別途指示する。			
受 託 者	受 託 者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()			
		<input type="checkbox"/> 回答予定日を設定します。 回答予定日 令和 年 月 日			
	【回答】				
				
添付物:					
【中間】処理・回答日: 令和 年 月 日 【最終】処理・回答日: 令和 年 月 日					

	課長	係長	業務監督員
委託者確認欄	中間時		
	最終時		

	業務代理人	業務主任技術者
受託者確認欄	中間時	
	最終時	

Road heating Working MEMO	起票	月	日	起票者	地図	P	:	-	番号		
申請場所						依頼者					
申請者			施工業者		TEL						
対象施設	<input type="checkbox"/> 依頼		<input type="checkbox"/> 材料支給								
<input type="checkbox"/> マンホール 箇所 <input type="checkbox"/> 本管 スパン <input type="checkbox"/> ます 箇所 <input type="checkbox"/> 取付管 箇所	<input type="checkbox"/> 私ヒーティング <input type="checkbox"/> 公ヒーティング <input type="checkbox"/>		ます蓋	普通増強雨水	枚	ます上部	個	継足管	cm	個	その他
			MH蓋	穴有	枚	I型	個	胴部		個	
				穴無	枚	II型	個	底部		個	
特記事項										処理期限： 月 日 まで	

処理欄 1	月	日	時	分	～	時	分	晴・曇・雨・雪		使用材料		
処理者							使用車両	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> TVカメラ車 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 洗浄車 <input type="checkbox"/> 吸泥車 <input type="checkbox"/> 給水車	ます蓋	普通・小型	枚
処理内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 調査(<input type="checkbox"/> TV調査) <input type="checkbox"/> その他 (状況、原因、対応など) <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 一部完了								ます上部	特殊	個	
	<input type="checkbox"/> 継続(次回作業内容)								ます上部	普通	個	
									継足管	cm	個	
									MH蓋	穴有	枚	
									穴無	枚		
									浮上防止	枚		
									常温合材	袋		
									その他			

処理欄 2	月	日	時	分	～	時	分	晴・曇・雨・雪		使用材料		
処理者							使用車両	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> TVカメラ車 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 洗浄車 <input type="checkbox"/> 吸泥車 <input type="checkbox"/> 給水車	ます蓋	普通・小型	枚
処理内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 調査(<input type="checkbox"/> TV調査) <input type="checkbox"/> その他 (状況、原因、対応など) <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 一部完了								ます上部	特殊	個	
	<input type="checkbox"/> 継続(次回作業内容)								ます上部	普通	個	
									継足管	cm	個	
									MH蓋	穴有	枚	
									穴無	枚		
									浮上防止	枚		
									常温合材	袋		
									その他			

処理欄 3	月	日	時	分	～	時	分	晴・曇・雨・雪		使用材料		
処理者							使用車両	<input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> TVカメラ車 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 洗浄車 <input type="checkbox"/> 吸泥車 <input type="checkbox"/> 給水車	ます蓋	普通・小型	枚
処理内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 調査(<input type="checkbox"/> TV調査) <input type="checkbox"/> その他 (状況、原因、対応など) <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 一部完了								ます上部	特殊	個	
	<input type="checkbox"/> 継続(次回作業内容)								ます上部	普通	個	
									継足管	cm	個	
									MH蓋	穴有	枚	
									穴無	枚		
									浮上防止	枚		
									常温合材	袋		
									その他			

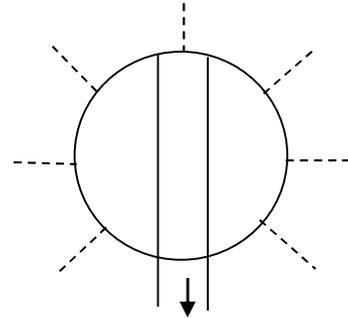
相談受付 Working MEMO		起票	月	日	起票者	地 図	P	:	-	番 号	
場所								申出人			
氏名		TEL									
対象施設		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
<input type="checkbox"/> マンホール 箇所 <input type="checkbox"/> 本管 スパン <input type="checkbox"/> ます 箇所 <input type="checkbox"/> 取付管 箇所 <input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
特記事項										処理期限： 月 日 まで	
処理欄 1		月	日	時	分	分	晴・曇・雨・雪		使用材料		
処理者							使用車両	<input type="checkbox"/> トラック	<input type="checkbox"/> 洗浄車	ます蓋	普通・小型 枚
								<input type="checkbox"/> TVカメラ車	<input type="checkbox"/> 吸泥車	ます蓋	増強・小型 枚
処理内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 調査(<input type="checkbox"/> TV調査) <input type="checkbox"/> その他 (状況、原因、対応など) <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 一部完了							<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 給水車	ます上部	特殊 個
	<input type="checkbox"/> 継続(次回作業内容)									ます上部	普通 個
										継足管	cm 個
											cm 個
											cm 個
										MH蓋	穴有 枚
											穴無 枚
											浮上防止 枚
											常温合材 袋
											その他
処理欄 2		月	日	時	分	分	晴・曇・雨・雪		使用材料		
処理者							使用車両	<input type="checkbox"/> トラック	<input type="checkbox"/> 洗浄車	ます蓋	普通・小型 枚
								<input type="checkbox"/> TVカメラ車	<input type="checkbox"/> 吸泥車	ます蓋	増強・小型 枚
処理内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 調査(<input type="checkbox"/> TV調査) <input type="checkbox"/> その他 (状況、原因、対応など) <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 一部完了							<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 給水車	ます上部	特殊 個
	<input type="checkbox"/> 継続(次回作業内容)									ます上部	普通 個
										継足管	cm 個
											cm 個
											cm 個
										MH蓋	穴有 枚
											穴無 枚
											浮上防止 枚
											常温合材 袋
											その他
処理欄 3		月	日	時	分	分	晴・曇・雨・雪		使用材料		
処理者							使用車両	<input type="checkbox"/> トラック	<input type="checkbox"/> 洗浄車	ます蓋	普通・小型 枚
								<input type="checkbox"/> TVカメラ車	<input type="checkbox"/> 吸泥車	ます蓋	増強・小型 枚
処理内容	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 修理 <input type="checkbox"/> 調査(<input type="checkbox"/> TV調査) <input type="checkbox"/> その他 (状況、原因、対応など) <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 一部完了							<input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 給水車	ます上部	特殊 個
	<input type="checkbox"/> 継続(次回作業内容)									ます上部	普通 個
										継足管	cm 個
											cm 個
											cm 個
										MH蓋	穴有 枚
											穴無 枚
											浮上防止 枚
											常温合材 袋
											その他

公共ます及び取付管状況調査記録表

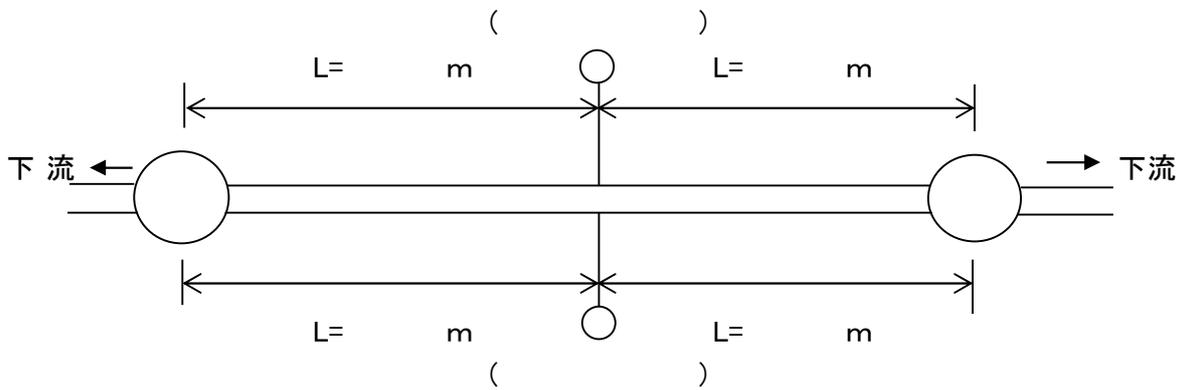
(様式A-13)

場所 _____

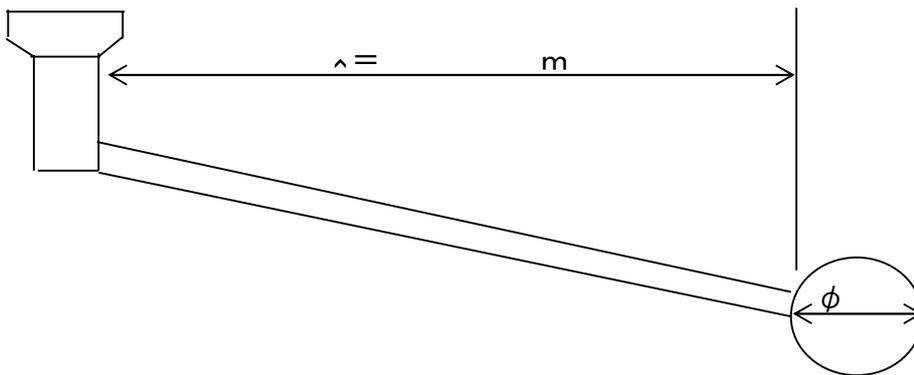
調査項目		ランク評価
ます	蓋	
	上部	
	継足管	cm
	嵩上げ	cm
	嵩下げ	cm
	目地	
	ズレ	cm



平面図



縦断図



調査項目		ランク評価	調査項目		ランク評価
取付管	損傷		取付管	支管のズレ	
	たるみ			木根	
	勾配			浸入水	
	継目のズレ				

陥没状況調査記録表

(様式A-14)

場 所

(車道 ・ 歩道 ・ 柵廻り)

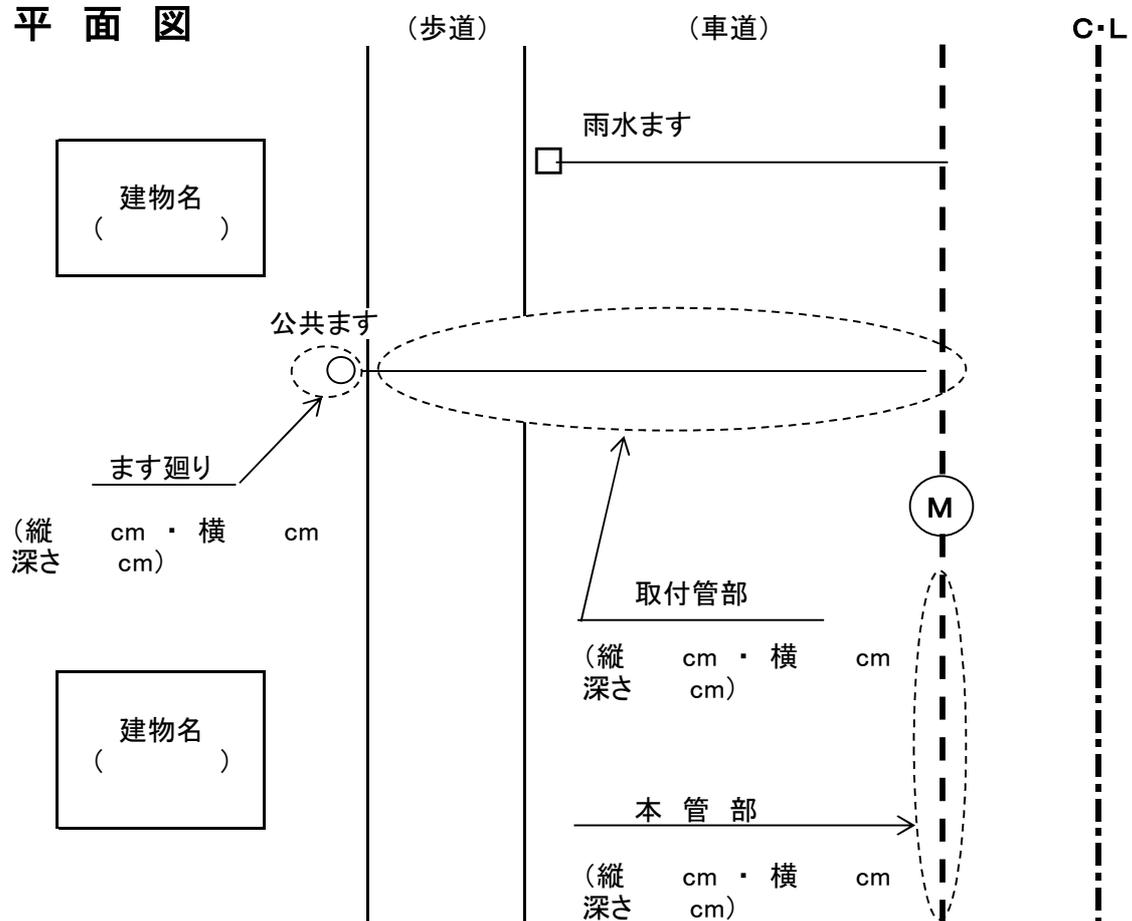
※ ・ 舗装形態

- 危険である
- やや危険である
- 危険度が少ない

- 細粒度アスコン cm
- 粗粒度アスコン cm
- アスファルト安定処理 cm

注 ・ 陥没場所を朱書きすること。

平 面 図



備 考

.....

.....

.....

マンホール状況調査記録表

(様式A-15)

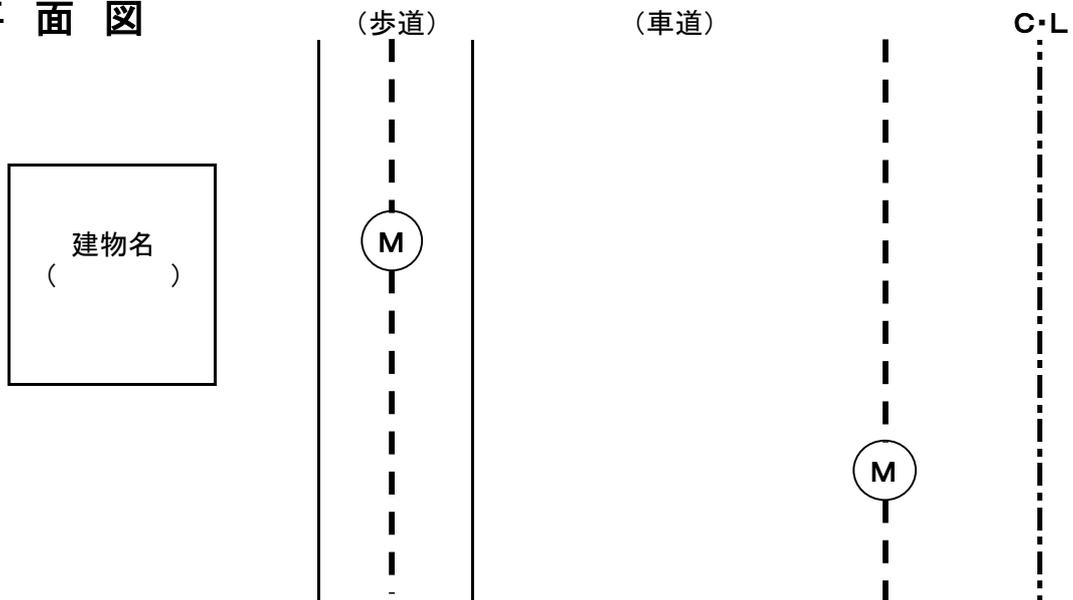
場 所

(車道 ・ 歩道)

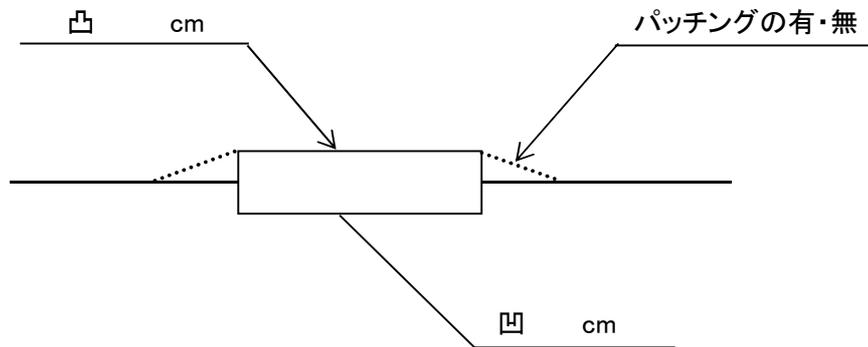
鉄蓋(磨耗)	<input type="checkbox"/> ☆マークが見えない	<input type="checkbox"/> 減っているが☆マークが見える	<input type="checkbox"/> 無
鉄蓋(亀裂)	<input type="checkbox"/> 割れ	<input type="checkbox"/> ヒビワレ	<input type="checkbox"/> 無
金枠(損傷度)	<input type="checkbox"/> カケている	<input type="checkbox"/> クラック	<input type="checkbox"/> 無
路面との段差(凸凹)	<input type="checkbox"/> 凸 cm	<input type="checkbox"/> 凹 cm	<input type="checkbox"/> 無
廻りの段差状況	<input type="checkbox"/> 凸 cm	<input type="checkbox"/> 凹 cm	<input type="checkbox"/> 無
廻りの状況	<input type="checkbox"/> はく離(舗装等)	<input type="checkbox"/> ヒビワレ	<input type="checkbox"/> 無
ガタツキ	<input type="checkbox"/> 有り		<input type="checkbox"/> 無

注 ・ 場所を朱書きすること。

平 面 図



断 面 図



備 考

臭気状況調査記録表

(様式A-16)

場 所

- (雨水ます ・ マンホール)
 (家屋等 ・ その他)

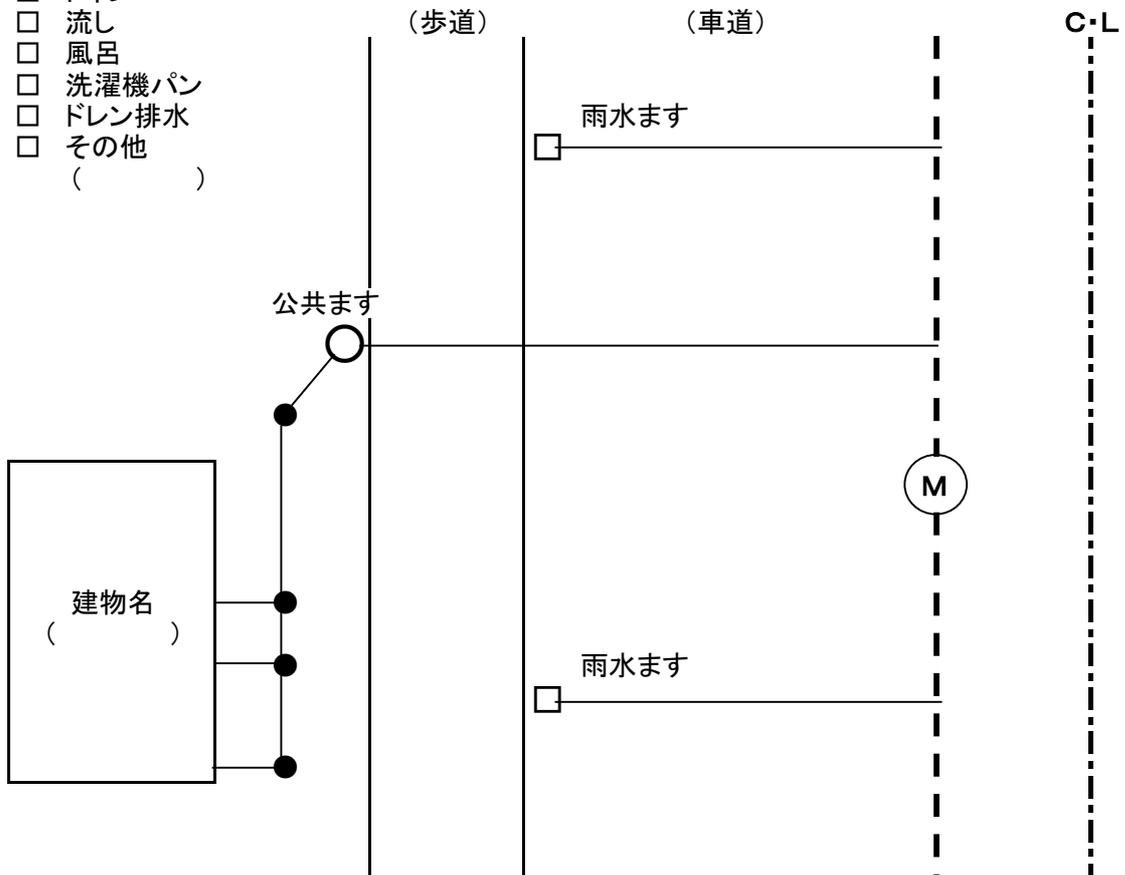
※ 臭気の種類

- | | |
|----------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 強い臭い | <input type="checkbox"/> 下水道臭 |
| <input type="checkbox"/> 何の臭いか不明 | <input type="checkbox"/> 油 臭 |
| <input type="checkbox"/> かすかな臭い | |

平 面 図

注 ・ 臭気場所を朱書きすること。

- トイレ
 流し
 風呂
 洗濯機/パン
 ドレン排水
 その他
 ()



備 考

油流出状況調査記録表

(様式A-17)

場 所

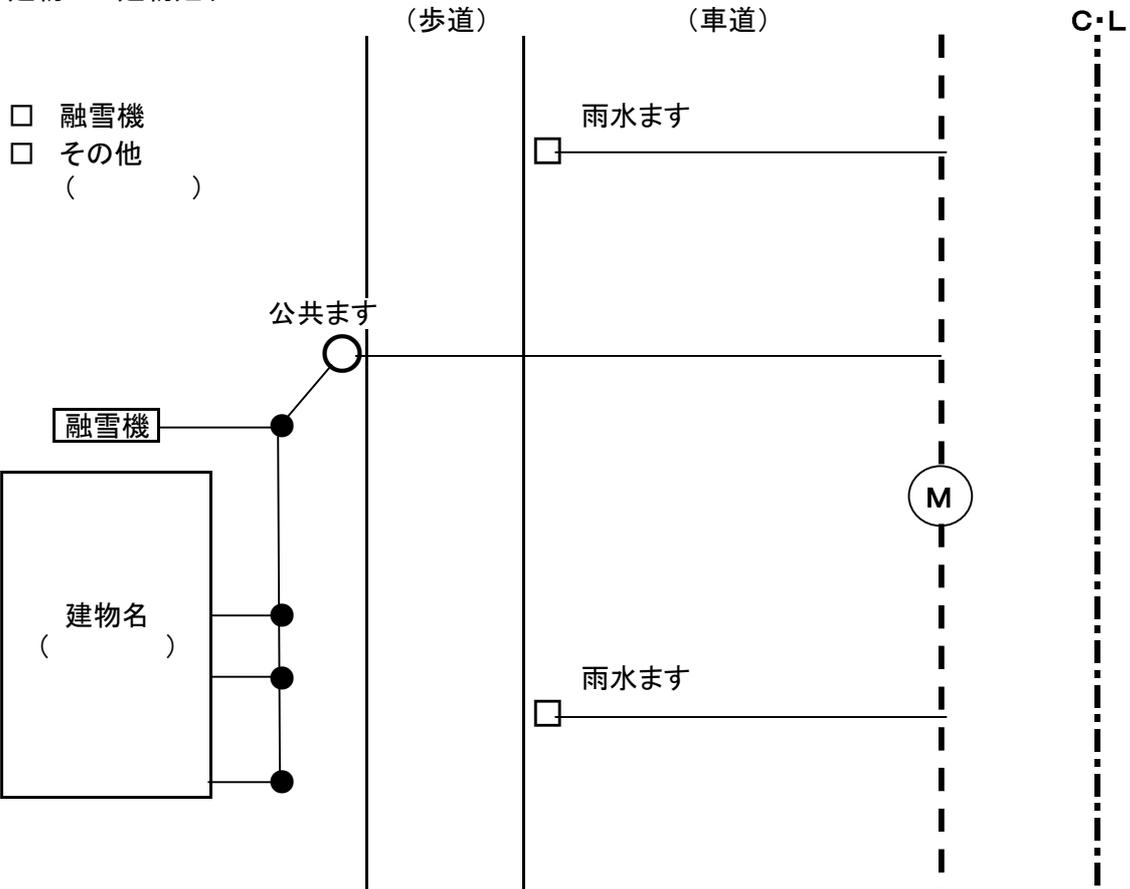
(合流管 ・ 雨水管 ・ 污水管)
 (雨水ます ・ 排水設備(宅地内))

多 量 ^
 中 量 ^
 少 量 ^

注 ・ 油流出場所を朱書きすること。

平 面 図

建物 ・ 建物廻り



備 考

排水設備設置等 しゅん工検査確認表(合流式塩ビます用)

年度 確認番号 現地確認年月日 令和 年 月 日

(在宅・不在票・業者立会・入居前・モデル)

検査確認担当者 札幌市

受託者

1.検査

項目	確認内容(基準)	確認結果	
申請図面	申請図面との相違	<input type="checkbox"/> 申請図面のとおり <input type="checkbox"/> 軽微な変更あり <input type="checkbox"/> 変更図面の提出必要	
公共ます接続	公共ますの状況 ・蓋、上部、胴部、底部の破損、スレ等 ・ます天端と宅地GLとの段差 ・土砂混入、滞水等	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無	下記2「不具合有」へ

2.不具合有 (現地再確認年月日 令和 年 月 日)

項目	指導内容	特記事項
申請図面	変更図面の提出(月 日提出済)	市担当者確認
公共ます接続	(補修、手直し) <input type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 工事業者 工事業者による手直しの確認 <input type="checkbox"/> 手直し(写真確認) <input type="checkbox"/> 手直し(現地再確認)	市担当者確認
※手直し等で連絡した場合:TEL 担当者		

※(メモ)不具合等あった場合記入

業務完了届(月分)

札幌市長 様

令和 年 月 日

受託者
(住所)
代表者
(氏名) 印

役務番号 第 号
役 務 名 ○○区下水道管路維持管理業務

上記役務(月分)は、令和 年 月 日完了したのでお届けします。

受付 令和 年 月 日	完了を確認した職員 業務主任 技術職員 印
-------------	--------------------------

決裁区分	所 長	係 長	この役務の検査員及び立会人に次のものを命じ、 令和 年 月 日 時 分に検査を実施してよろしいか。 検査員 技術職員 立会人 技術職員
課			

決裁区分	所 長	係 長	令和 年 月 日
課		/	

業務完了(月分)検査報告書

検査員 技術職員 印

立会人 技術職員 印

上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告します。

役 務 名	
契約の相手方	
完了金額	円
契約年月日	令和 年 月 日
実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
検査年月日	令和 年 月 日
検査の結果	

1. 提出部数は1部。 2. 提出先は担当職員。 3. 提出期限は完了日の翌日。ただし、休日の場合は更に翌日(翌々日も休日の場合は順延)に提出すること。 4. 札幌市競争入札参加資格者(物品・役務)は、電子メールによる提出(押印不要)を可とする。送信先等の提出方法は札幌市の指示に従うこと。

(内訳書種類)
業務集計内訳書

(年度) (区別)

〇〇区

審査

(会社名)

工種 番号	種別	工 種 名	業 務 内 訳			
			数 量	単 位	単 価	金 額
1	昼	現地調査工(ます取付管)		か所		円
2	昼	ます接続確認工		か所		円
3	昼	取付管カメラ調査工		か所		円
4	昼	ます探し工		か所		円
5	昼	コンクリートます修正工		か所		円
6	昼	塩ビます修正工		か所		円
7	昼	ます取付部修繕工		か所		円
8	昼	ます蓋交換工		か所		円
9	昼	閉塞工		か所		円
10	昼	ます内修繕工		か所		円
11	昼	コンクリートます設置工		か所		円
12	昼	塩ビます設置工		か所		円
13	昼	現地調査工(マンホール)		か所		円
14	昼	鉄蓋溶接工		か所		円
15	昼	足掛金物補修工(W=400)		か所		円
16	昼	足掛金物補修工(W=150 継足管)		か所		円
17	昼	足掛金物補修工(W=150 直壁)		か所		円
18	昼	断熱蓋設置・点検工		か所		円
19	昼	光ケーブル点検工		か所		円
20	昼	特殊マンホール・吐口点検工		か所		円
21	昼	特殊マンホール・吐口清掃工		か所		円
22	昼	合流改善施設点検工		か所		円
23	昼	合流改善施設(ネット式)清掃工		枚		円
24	昼	合流改善施設(ブラシ・機械式)清掃工		か所		円
25	昼	合流改善施設(水面制御式)清掃工		か所		円
26	昼	オイルフェンス設置撤去工		か所		円
27	昼	人孔巡視調査工		か所		円
28	昼	本管潜行目視調査工		m		円
29	昼	本管カメラ調査工		m		円
30	昼	取付管特殊カメラ据付工		m		円
31	昼	取付管特殊カメラ調査工		か所		円
32	昼	取付管特殊カメラ据付工(持込)		m		円
33	昼	取付管特殊カメラ調査工(持込)		か所		円
34	昼	取付管清掃工		か所		円
35	昼	取付管清掃工(未作業)		か所		円
36	昼	高圧洗浄車運転工		h		円
37	昼	給水車運転工		h		円
38	昼	本管洗浄工		m		円
39	昼	バキューム車運転工(4t)		h		円
40	昼	バキューム車運転工(8t)		h		円
41	昼	土のう仮締切工		袋		円
42	昼	鋼材切断工		m		円
43	昼	道路雨水ます清掃工		か所		円
44	昼	道路雨水ます・浸透ます点検工		か所		円
45	昼	取付管内面補修材(φ150)		m		円
46	昼	取付管内面修繕工(φ150)		か所		円
47	昼	管路内面修繕工(φ150~200)		か所		円
48	昼	管路内面修繕工(φ250~380)		か所		円
49	昼	管路内面修繕工(φ400~450)		か所		円
50	昼	管路内面修繕工(φ500~600)		か所		円
		小計				円

(内訳書種類)
業務集計内訳書

(年度) (区別)

〇〇区

(会社名)

工種 番号	種別	工 種 名	業 務 内 訳			
			数 量	単 位	単 価	金 額
51	昼	管路内面修繕工(φ700~750)		か所		円
52	昼	一体型内面補修工(φ250~300)		か所		円
53	昼	一体型内面補修工(φ350)		か所		円
54	昼	一体型内面補修工(φ400~450)		か所		円
55	昼	段差修正工(φ250~300)		か所		円
56	昼	パッカー止水工(φ200~350)		L		円
57	昼	パッカー止水工(φ400~600)		L		円
58	昼	突出取付管除去工(機械)		か所		円
59	昼	モルタル除去工(機械)		か所		円
60	昼	木根・パッキン除去工(機械)		か所		円
61	昼	モルタル等除去工(人力)		か所		円
62	昼	取付管口仕上工(機械)		か所		円
63	昼	インバート・躯体等補修工(5cm未満)		m2		円
64	昼	インバート・躯体等補修工(5cm以上)		m2		円
65	昼	目地補修工		m		円
66	昼	陥没仮復旧工		m3		円
67	昼	舗装復旧工		m2		円
68	昼	舗装復旧工		m2		円
69	昼	インターロッキング復旧工		m2		円
70	昼	掘削工		m3		円
71	昼	除草工		m2		円
72	昼	刈り草処理費		t		円
73	昼	伐採工(幹周20cm未満)		本		円
74	昼	伐採工(幹周20cm以上30cm未満)		本		円
75	昼	伐採工(幹周30cm以上60cm未満)		本		円
76	昼	車止め設置・取外し工		基		円
77	昼	車止め基礎設置工		か所		円
78	昼	除雪工		か所		円
79	昼	管理用地境界杭点検工		か所		円
80	昼	地上権設定地等確認工		か所		円
81	昼	油脂類等追跡調査工		h		円
82	昼	下水道管路巡視点検工		km		円
83	昼	コンクリート殻運搬処理工		t		円
84	昼	舗装殻運搬処理工		t		円
85	昼	土砂運搬工		m3		円
86	昼	塩ビ廃材運搬処理工		t		円
87	昼	廃プラスチック運搬処理工		t		円
88	昼	下水道汚泥等運搬工(4t)		回		円
89	昼	下水道汚泥等運搬工(8t)		回		円
90	昼	コンクリートくず等運搬工		回		円
91	昼	きょう雑物収集運搬工		m3		円
92	昼	伐採物運搬処理工		t		円
93	昼	ポンプ設置撤去工		か所		円
94	昼	ポンプ運転工(0~40m3未満 作業時)		台日		円
95	昼	ポンプ運転工(0~40m3未満 常時)		台日		円
96	昼	ポンプ運転工(40~120m3未満 作業時)		台日		円
97	昼	ポンプ運転工(40~120m3未満 常時)		台日		円
98	昼	緊急対応準備工		h		円
99	昼	交通誘導警備員A		人日		円
100	昼	交通誘導警備員B		人日		円
		小計				円

(内訳書種類)
業務集計内訳書

(年度) (区別)

〇〇区

(会社名)

工種 番号	種別	工 種 名	業 務 内 訳			
			数 量	単 位	単 価	金 額
101	夜	現地調査工(ます取付管)		か所		円
102	夜	取付管カメラ調査工		か所		円
103	夜	ます探し工		か所		円
104	夜	コンクリートます修正工		か所		円
105	夜	塩びます修正工		か所		円
106	夜	ます取付部修繕工		か所		円
107	夜	ます蓋交換工		か所		円
108	夜	閉塞工		か所		円
109	夜	ます内修繕工		か所		円
110	夜	コンクリートます設置工		か所		円
111	夜	塩びます設置工		か所		円
112	夜	現地調査工(マンホール)		か所		円
113	夜	足掛金物補修工(W=400)		か所		円
114	夜	足掛金物補修工(W=150 継足管)		か所		円
115	夜	足掛金物補修工(W=150 直壁)		か所		円
116	夜	光ケーブル点検工		か所		円
117	夜	特殊マンホール・吐口点検工		か所		円
118	夜	特殊マンホール・吐口清掃工		か所		円
119	夜	オイルフェンス設置撤去工		か所		円
120	夜	本管潜行目視調査工		m		円
121	夜	本管カメラ調査工		m		円
122	夜	取付管特殊カメラ据付工		m		円
123	夜	取付管特殊カメラ調査工		か所		円
124	夜	取付管特殊カメラ据付工(持込)		m		円
125	夜	取付管特殊カメラ調査工(持込)		か所		円
126	夜	取付管清掃工		か所		円
127	夜	取付管清掃工(未作業)		か所		円
128	夜	高圧洗浄車運転工		h		円
129	夜	給水車運転工		h		円
130	夜	本管洗浄工		m		円
131	夜	バキューム車運転工(4t)		h		円
132	夜	バキューム車運転工(8t)		h		円
133	夜	土のう仮締切工		袋		円
134	夜	道路雨水ます清掃工		か所		円
135	夜	道路雨水ます・浸透ます点検工		か所		円
136	夜	取付管内面補修材(φ150)		m		円
137	夜	取付管内面修繕工(φ150)		か所		円
138	夜	管路内面修繕工(φ150~200)		か所		円
139	夜	管路内面修繕工(φ250~380)		か所		円
140	夜	管路内面修繕工(φ400~450)		か所		円
141	夜	管路内面修繕工(φ500~600)		か所		円
142	夜	管路内面修繕工(φ700~750)		か所		円
143	夜	一体型内面補修工(φ250~300)		か所		円
144	夜	一体型内面補修工(φ350)		か所		円
145	夜	一体型内面補修工(φ400~450)		か所		円
146	夜	段差修正工(φ250~300)		か所		円
147	夜	パッカー止水工(φ200~350)		L		円
148	夜	パッカー止水工(φ400~600)		L		円
149	夜	突出取付管除去工(機械)		か所		円
150	夜	モルタル除去工(機械)		か所		円
		小計				円

(内訳書種類)
業務集計内訳書(年度) (区別)
○○区

(会社名)

工種 番号	種別	工 種 名	業 務 内 訳			
			数 量	単 位	単 価	金 額
151	夜	木根・パッキン除去工(機械)		か所		円
152	夜	モルタル等除去工(人力)		か所		円
153	夜	取付管口仕上工(機械)		か所		円
154	夜	インバート・躯体等補修工(5cm未満)		m2		円
155	夜	インバート・躯体等補修工(5cm以上)		m2		円
156	夜	目地補修工		m		円
157	夜	陥没復旧工		m3		円
158	夜	舗装復旧工		m2		円
159	夜	舗装復旧工		m2		円
160	夜	インターロッキング復旧工		m2		円
161	夜	掘削工		m3		円
162	夜	除雪工		か所		円
163	夜	油脂類等追跡調査工		h		円
164	夜	下水道管路巡視点検工		km		円
165	夜	ポンプ設置撤去工		か所		円
166	夜	ポンプ運転工(0~40m3未満 作業時)		台日		円
167	夜	ポンプ運転工(40~120m3未満 作業時)		台日		円
168	夜	緊急対応準備工		h		円
169	夜	交通誘導警備員A		人日		円
170	夜	交通誘導警備員B		人日		円
200	昼夜	電話受付相談		回		円
201	材料	汚水ます用蓋(共通)		個		円
202	材料	汚水ます用上部(小型)		個		円
203	材料	汚水ます用上部(旧型)		個		円
204	材料	汚水ます用増強蓋(共通)		個		円
205	材料	汚水ます用空気抜き付蓋(鉄巻き)(共通)		個		円
206	材料	汚水ます用胴部		個		円
207	材料	汚水ます用底部		個		円
208	材料	汚水ます用継足管		cm		円
209	材料	特殊汚水ます上部1		個		円
210	材料	特殊汚水ます上部2		個		円
211	材料	特殊汚水ます中間部		個		円
212	材料	特殊汚水ます下部		個		円
213	材料	特殊汚水ます底部		個		円
214	材料	塩ビ管(φ100)		m		円
215	材料	塩ビ管(φ150)		m		円
216	材料	立上がり管用硬質塩ビ管(φ200)		m		円
217	材料	塩ビ製公共ます鉄蓋(汚水・雨水共通)		個		円
218	材料	塩ビます用差込継手(φ200)		個		円
219	材料	塩ビ自在曲管(φ100 15° 30°)		個		円
220	材料	塩ビ自在曲管(φ150 15° 30°)		個		円
221	材料	インクリーザー(φ150×100)		個		円
222	材料	インクリーザー(φ200×150)		個		円
223	材料	防臭リング(φ150)		個		円
224	材料	防臭リング(φ200)		個		円
225	材料	防臭逆止弁(φ100)		個		円
226	材料	防臭逆止弁(φ150)		個		円
227	材料	断熱蓋(平受用)(二重蓋方式)		組		円
228	材料	断熱蓋(勾配受用)		個		円
229	材料	グレーチング鉄蓋用防臭蓋		個		円
		小計				円

業 務 終 了 届 (第 回)

令和 年 月 日

受 託 者

役 務 名 : ○○区 下水道管路維持管理業務【○○調査】

業 務 指 示 年 月 日	令和 年 月 日
業 務 終 了 年 月 日	令和 年 月 日

第○回業務を終了しましたのでお届けいたします。

なお、各工種別数量は別紙のとおりです。

指 示 内 容	
実 施 場 所	札幌市○○区○○
実 施 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

業 務 終 了 確 認 報 告 書

所 長

係 長

上記のとおり、第○回業務の終了を確認しましたので報告いたします。

令和 年 月 日

業 務 主 任

技 術 職 員

印

業務履行完了届

令和 年 月 日

札幌市長 様

受託者
(住所)
代表者
(氏名)

印

下記役務は、令和 年 月 日業務の履行を完了したのでお届けします。

記

1. 役務番号 第 号

2. 役務名
〇〇区下水道管路維持管理業務

- 提出部数 1部
- 提出先 業務主任

酸素・硫化水素・可燃性ガス・一酸化炭素濃度測定記録表

令和 年 月 日 天候()

役 務 名 _____

測定方法	酸素・硫化水素・可燃性ガス ・一酸化炭素測定器						メーカー名 型 式 管理 番号	
	測定場所	時刻	測定濃度結果				備考	測定者 印/署名
測定 位置			深さ (m)	酸素 (%)	硫化水素 (ppm)	可燃性ガス (%)		
		上部						
		中						
		低部						
		上部						
		中						
		低部						
		上部						
		中						
		低部						
		上部						
		中						
		低部						
		上部						
		中						
		低部						
		上部						
		中						
		低部						
		上部						
		中						
		低部						
		上部						
		中						
		低部						
特 記								

令和 年 月 日

再委託承諾願

札幌市長 様

受託者
(住所)
代表者
(氏名)

印

役務番号 第 号
役務名
業務委託料 円

上記の委託業務の一部について、下水道業務委託契約約款(下水道管路維持管理業務用)第6条第2項の規定に基づき再委託したいので承諾を願います。

記

1. 再委託者 住所
商号又は名称
2. 再委託する業務
の範囲
3. 再委託する理由
及び必要性

※ 再委託する内容が確認できるよう、見積書等の写しを添付すること。

足掛金物調査記録表

役務名 ○○区下水道管路維持管理業務【人孔巡視調査】

受託者

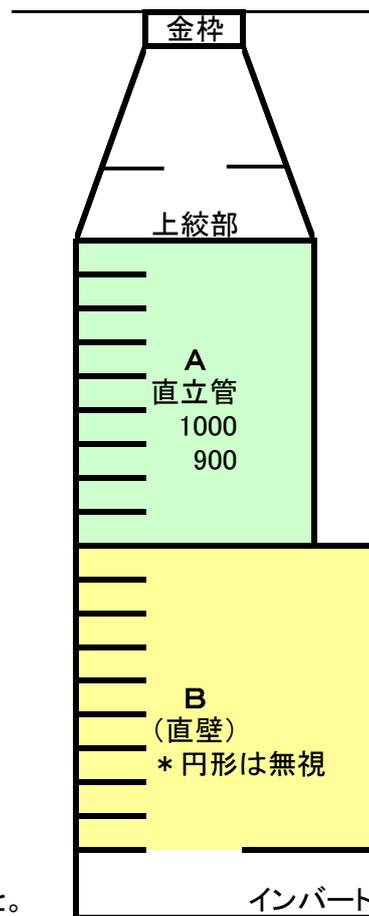
メッシュ番号

マンホール番号

マンホール形式 1号 2号

マンホール合計	
総本数	本 A
ハンプレンステップ	本 B
不足・腐食	本 C
補修必要数	本 D
補修必要数(継足)	本 E=(10)+⑪
補修必要数(直壁)	本 F=(12)
異常率	% G

調査表	数量
この欄に記入 上絞部分 総本数 本 ①	足掛補修必要数 (バックステップ含む) ⑩=①-② 本 異常率【③/(①-②)】
ハンプレンステップ 本 ②	
不足・腐食 本 ③	
A部分 総本数 本 ④	継足管タイプ 足掛補修必要数 ⑪=④-⑤ 本 異常率【⑥/(④-⑤)】 %
ハンプレンステップ 本 ⑤	
不足・腐食 本 ⑥	
B部分 総本数 本 ⑦	直壁タイプ 足掛補修必要数 ⑫=⑦-⑧ 本 異常率【⑨/(⑦-⑧)】 %
ハンプレンステップ 本 ⑧	
不足・腐食 本 ⑨	



※総本数には、不足も含めた本数を入力すること。
 ※不足・腐食には、A・Bランクの足掛本数を記入すること。

現況写真



足掛金物集計報告書

役務名 _____

受託者 _____

No.	図番	面号	人番	孔号	人孔 合計本数	フレン ステップ	不足 腐食	補修必要数 合計	補修必要数		異常率	備考
									継足タイプ	直壁タイプ		
					A	B	C	D	E	F	G	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
小計												
合計												

(注) ABC・・・は、足掛金物調査記録表による。

(第 回目)

単価清掃必要路線・単価維持作業必要箇所報告書

調査期間 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

令和 年 月 日

受 託 者

業務代理人

役 務 名 : ○○ 区下水道管路維持管理業務【人孔巡視調査】

人孔巡視調査で調査した結果、単価清掃必要路線・単価維持作業必要箇所がありましたので、下記のとおり報告いたします。

人孔巡視調査で調査した結果、単価清掃必要路線・単価維持作業必要箇所がありませんでしたので、報告いたします。

単価清掃・単価維持作業が終了したので、報告します。

単 価 清 掃	土 砂 清 掃	昼 間	m スパン
		夜 間	m スパン
	ラ ー ド 清 掃	昼 間	m スパン
		夜 間	m スパン
	木 根 清 掃	昼 間	m スパン
		夜 間	m スパン
副 管 清 掃	昼 間	か所	
	夜 間	か所	
集 計	下水道汚泥等運搬工 (機械 t)	昼 間	回
	コンクリートくず等運搬工 (2t車)	昼 間	回

単 価 維 持 作 業 集 計	目 地 補 修 工	昼 間	管 口 目 地 破 損	昼 間	m	
		m		夜 間	m	
	イ ン ハ ー ト ・ 軀 体 等 補 修 工	昼 間	5cm未満	直 立 管 目 地	昼 間	m
			n ²		夜 間	m
		5cm以上	イ ン ハ ー ト	昼 間	5cm未満	m ²
				n ²	5cm以上	n ²
		夜 間	5cm未満	軀 体 等 の 欠 損	昼 間	m ²
					n ²	5cm以上
	5cm以上	軀 体 等 の 欠 損	夜 間	5cm未満	m ²	
			n ²	5cm以上	n ²	
	突 出 取 付 管 等 除 去 工 (人 力)	昼 間	取 付 管 突 出	昼 間	か所	
		か所		夜 間	か所	
夜 間	モ ル タ ル 等 除 去	昼 間	昼 間	か所		
		か所	夜 間	か所		

(注)1: □の中には、レを記入すること。

(注)2: 単価清掃必要路線を報告の場合、単価清掃必要路線内訳書、土砂量算出調書、単価清掃必要路線調書を添付すること。

(注)3: 単価維持作業必要箇所を報告の場合、単価維持作業必要箇所内訳書及び単価維持作業必要箇所調書を添付すること。

(第 回目)

単価清掃・単価維持作業終了報告書

作業実施期間 (令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)

令和 年 月 日

受 託 者

業 務 代 理 人

役 務 名 : ○○ 区下水道管路維持管理業務【人孔巡視調査】

人孔巡視調査で調査した結果、単価清掃必要路線・単価維持作業必要箇所がありましたので、下記のとおり報告いたします。

人孔巡視調査で調査した結果、単価清掃必要路線・単価維持作業必要箇所がありませんでしたので、報告いたします。

単価清掃・単価維持作業が終了したので、報告します。

単 価 清 掃	土 砂 清 掃	昼 間	m スパン
		夜 間	m スパン
	ラ ー ド 清 掃	昼 間	m スパン
		夜 間	m スパン
	木 根 清 掃	昼 間	m スパン
		夜 間	m スパン
副 管 清 掃	昼 間	か所	
	夜 間	か所	
集 計	下水道汚泥等運搬工 (機械 t)	昼 間	回
	コンクリートくず等運搬工 (2t車)	昼 間	回

単 価 維 持 作 業 集 計	目 地 補 修 工	昼 間	管 口 目 地 破 損	昼 間	m		
		m		夜 間	m		
		夜 間	直 立 管 目 地	昼 間	m		
		m		夜 間	m		
	インバート・躯体 等 補 修 工	昼 間	5cm未満	インバート	昼 間	5cm未満	m ²
			m ²			5cm以上	m ²
		夜 間	5cm未満		夜 間	5cm未満	m ²
			m ²			5cm以上	m ²
	躯体等の欠損	昼 間	5cm未満	躯体等の欠損	昼 間	5cm未満	m ²
			m ²			5cm以上	m ²
		夜 間	5cm未満		夜 間	5cm未満	m ²
			m ²			5cm以上	m ²
突出取付管等 除去工(人力)	昼 間	取 付 管 突 出	昼 間	か所			
	か所		夜 間	か所			
	夜 間	モ ル タ ル 等 除 去	昼 間	か所			
	か所		夜 間	か所			

(注)1: □の中には、レを記入すること。

(注)2: 単価清掃必要路線を報告の場合、単価清掃必要路線内訳書、土砂量算出調書、単価清掃必要路線調書を添付すること。

(注)3: 単価維持作業必要箇所を報告の場合、単価維持作業必要箇所内訳書及び単価維持作業必要箇所調書を添付すること。

単価清掃必要路線内訳書(第 回目)

No.	路線 番号	上流マンホール 番号	下流マンホール 番号	管 径 (mm)	土砂深率 (%)	スパン延長 (m)	数 量 (m ³)	区 分	種別 (選択)
1				φ	%	m	m ³		
2				φ	%	m	m ³		
3				φ	%	m	m ³		
4				φ	%	m	m ³		
5				φ	%	m	m ³		
6				φ	%	m	m ³		
7				φ	%	m	m ³		
8				φ	%	m	m ³		
9				φ	%	m	m ³		
10				φ	%	m	m ³		
11				φ	%	m	m ³		
12				φ	%	m	m ³		
13				φ	%	m	m ³		
14				φ	%	m	m ³		
15				φ	%	m	m ³		
16				φ	%	m	m ³		
計	スパン					m	m ³		
累計	スパン					m	m ³		

注1:路線番号は、1スパン(連続してある場合は連続したスパン)ごとに連番で付けること。

注2:マンホール番号は、図面番号(6桁)とマンホール番号(3桁)を記入し、間にハイフン「-」を入れること。

注3:単価清掃必要路線報告書に添付し提出すること。

単価清掃終了路線内訳書(第 回目)

No.	路線 番号	上流マンホール 番号	下流マンホール 番号	管 径 (mm)	土砂深率 (%)	スパン延長 (m)	数 量 (m ³)	区 分	種別 (選択)
1				φ	%	m	m ³		
2				φ	%	m	m ³		
3				φ	%	m	m ³		
4				φ	%	m	m ³		
5				φ	%	m	m ³		
6				φ	%	m	m ³		
7				φ	%	m	m ³		
8				φ	%	m	m ³		
9				φ	%	m	m ³		
10				φ	%	m	m ³		
11				φ	%	m	m ³		
12				φ	%	m	m ³		
13				φ	%	m	m ³		
14				φ	%	m	m ³		
15				φ	%	m	m ³		
16				φ	%	m	m ³		
計	スパン			/	/	m	m ³		
累計	スパン			/	/	m	m ³		

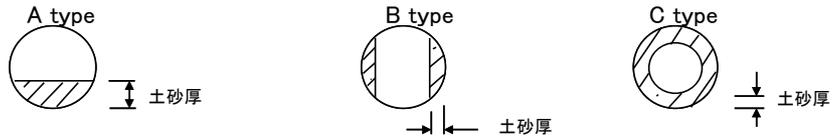
注1: 路線番号は、1スパン(連続してある場合は連続したスパン)ごとに連番で付けること。

注2: マンホール番号は、図面番号(6桁)とマンホール番号(3桁)を記入し、間にハイフン「-」を入れること。

注3: 単価清掃必要路線報告書に添付し提出すること。

土砂量算出調書

(様式B-8)



No.	マンホール番号		口径 (m)	閉塞タイプ	土砂厚 (m)	平均 土砂厚 (m)	土砂 断面積 (m ²)	堆積延長 (m)	土砂量 (m ³)	備 考	平均 土砂深率 (%)
	上流	下流									
1	上流										
	下流										
2	上流										
	下流										
3	上流										
	下流										
4	上流										
	下流										
5	上流										
	下流										
6	上流										
	下流										
7	上流										
	下流										
8	上流										
	下流										
9	上流										
	下流										
10	上流										
	下流										
11	上流										
	下流										
12	上流										
	下流										
13	上流										
	下流										
14	上流										
	下流										
15	上流										
	下流										
16	上流										
	下流										
17	上流										
	下流										
18	上流										
	下流										
19	上流										
	下流										
20	上流										
	下流										
				合 計				m	m ³		

単価清掃必要路線調書 終了

(様式B-9)
報告区分:【清掃】

点検日	令和〇〇年〇〇月〇〇日			
受託者				
役務名	〇〇区 下水道管路維持管理業務【人孔巡視調査】			
場所				
上流マンホール番号		下流マンホール番号		
スパン長(m)		管径φ(mm)	作業区分	昼
上流土砂厚(m)		下流土砂厚(m)		
堆積延長(m)		土砂量(m ³)		
特記事項 (目地・段ズレ・侵入水等の状況を上流マンホールから〇〇m等距離と共に記入)				
位置図(システム図)				

清掃前

単価清掃前 (現況写真)

清掃後

作業日:

単価清掃後 (終了写真) ※単価清掃終了後に添付

単 価 清 掃 作 業 日 報

(様式B-10)

清 掃 月 日	令和 年 月 日 () 天候 ()																
受 託 者																	
役 務 名																	
場 所																	
マンホール番号																	
清 掃 開 始 時 間	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	※時間は10分単位で記入 合計 分 ※清掃時間 分 ※回送時間 分 ※運搬時間 分	
清 掃 時 間																	
種別(合・汚・雨)																	
管 径																	
延 長																	
清 掃 回 数																	
沈 殿 物 種 別																	
清掃延長(土砂)			清掃延長(ロード)			清掃延長(木根)			清掃箇所(副管)		車 両				土砂等の運搬		
管 径	日当り延長	累 計	管 径	日当り延長	累 計	管 径	日当り延長	累 計	箇所数	累 計	種 別	t 数	日当り計	累 計	土 砂	台	m3
φ200	.	.	φ200	.	.	φ200	.	.	か所	か所	洗浄車	t	台	台	累 計	台	m3
φ250	.	.	φ250	.	.	φ250	.	.			吸泥車	t	台	台	ラ ー ド	台	m3
φ300	.	.	φ300	.	.	φ300	.	.			給水車	t	台	台	累 計	台	m3
φ350	.	.	φ350	.	.	φ350	.	.			作業車	t	台	台	木 根	台	m3
φ400	.	.	φ400	.	.	φ400	.	.			合 計		台	台	累 計	台	m3
φ450	.	.	φ450	.	.	φ450	.	.	備 考		人 員				洗 淨 水		
φ500	.	.	φ500	.	.	φ500	.	.	備 考	備 考	種 別	日当り計	累 計	給 水 栓 名			
φ600	.	.	φ600	.	.	φ600	.	.			作業員	人	人	メーター(給水前)			
φ700	.	.	φ700	.	.	φ700	.	.			保安員	人	人	メーター(給水終)			
			運転員	人	人	日使用水量			
			合 計	人	人	累 計			
日当り計	.	m	日当り計	.	m	日当り計	.	m	単 価 清 掃 (第 回 目)			業 務 代 理 人					
総 累 計	.	m	総 累 計	.	m	総 累 計	.	m	指示年月日	令和 年 月 日	記 入 者						

単価維持作業必要箇所内訳書(第 回目)

No.	マンホール 番 号	管口目地破損 (m)	直立管目地 (m)	インバート (m ²)		躯体等の欠損 (m ²)		取付管突出 (か所)	モルタル除去 (か所)	区 分 (選択)
				t	(施工厚)	t	(施工厚)			
1	【例】090909-001	m	m	≥5	1.0 m ²		m ²	か所	か所	昼間
2		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
3		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
4		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
5		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
6		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
7		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
8		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
9		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
10		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
11		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
12		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
13		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
14		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
15		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
16		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
17		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
18		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
19		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
20		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
21		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
22		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
23		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
24		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
25		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
合 計		m	m	≥5	1.0 m ²	≥5	m ²	か所	か所	昼 間
				<5	m ²	<5	m ²			
累 計		m	m	≥5	1.0 m ²	≥5	m ²	か所	か所	昼 間
				<5	m ²	<5	m ²			

(注) 1: 単価維持作業必要箇所報告書に添付し提出すること。(注) 2: 施工厚5cm以上の場合のみ「≥5」を入力すること

単価維持作業終了箇所内訳書(第 回目)

No.	マンホール 番 号	管口目地破損 (m)	直立管目地 (m)	インバート (m ²)		躯体等の欠損 (m ²)		取付管突出 (か所)	モルタル除去 (か所)	区 分 (選択)
				t	(施工厚)	t	(施工厚)			
1	【例】090909-001	m	m	≥5	1.0 m ²		m ²	か所	か所	昼間
2		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
3		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
4		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
5		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
6		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
7		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
8		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
9		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
10		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
11		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
12		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
13		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
14		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
15		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
16		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
17		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
18		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
19		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
20		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
21		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
22		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
23		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
24		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
25		m	m		m ²		m ²	か所	か所	
合 計		m	m	≥5	1.0 m ²	≥5	m ²	か所	か所	昼間
				<5	m ²	<5	m ²			
累 計		m	m	≥5	1.0 m ²	≥5	m ²	か所	か所	昼間
				<5	m ²	<5	m ²			

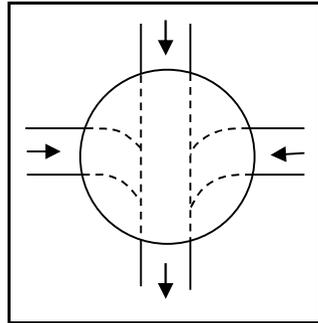
(注)1:単価維持作業必要箇所報告書に添付し提出すること。(注)2:施工厚5cm以上の場合のみ「≥5」を入力すること

単価維持作業必要箇所調書 終了

(様式B-13)
報告区分:【人孔】

点検日	令和	年	月	日
受託者				
役務名	〇〇区下水道管路維持管理業務【人孔巡視】			
場所				
マンホール番号	—			

数量計算欄



修繕項目			数量	単位
マンホール内	1	管口目地破損		m
	2	直立管目地		m
	3	インバート	t<5cm	m ²
			t≥5cm	m ²
	4	躯体等の欠損	t<5cm	m ²
			t≥5cm	m ²
5	取付管突出		か所	
6	モルタル除去		か所	

図に修繕箇所を記入する

※作業区分 昼

位置図 (システム図)

施工前

修繕施工前
(現況写真)

施工後

作業日:

修繕施工後
(完成写真)
※単価維持作業終了後に添付

単価維持作業日報

(様式B-14)

令和	年	月	日	曜日	始業時間	終業時間
処理区分番号						天気
役務名 <u>〇〇区下水道管路維持管理業務</u>						
作業内容						
場 所	作 業 項 目	数 量	作 業 時 間	備 考		
人孔番号・ます番号						
No.〇〇, No.〇〇, ...						
作業人員						
	代 理 人	作 業 員	交 通 整 理 員			そ の 他
本日就業人員						
累 計						
使用材料						
材 料 名	数 量					
使用車両・使用機材						
〇〇×1, 〇〇×1, ...						
特記事項						
担 当 職 員 氏 名						
受託者【業務代理人】 氏 名						

図面記入例

(別添図C-1)



役務名：〇〇区下水道管路維持管理業務【ます取付管調査】

総調査数 〇〇か所	公共ます詳細図	(全〇枚の内〇枚)
--------------	---------	-----------

【調査数】	不明ます、調査ます、撤去ますを除く公共ますの数	〇か所
-------	-------------------------	-----

【不明ます番号表】		
ます番号		か所
127	153	2

【調査ます番号表】		
ます番号		か所
126-1		1

【撤去ます番号表】		
ます番号		か所
155		1

図面ごとに、調査数の合計を記入する(不明ます・調査ます・撤去ますを含む)。

図面ごとに、不明ます・調査ます・撤去ますを除いた調査数を記入する。

図面ごとに、該当するます番号と数を記入する。

